

「滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案」および 「滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案」の概要

1 改正の理由と基本的な方針

(1) 改正の理由

すべての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成21年4月1日施行）以来、平成26年4月1日で5年が経過すること、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」が平成24年8月に公布され、平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることから、全項目を対象に見直しを行います。

(2) 改正の基本的な方針

ア 受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について一定の幅で改正を行うこととします。

（前回改正と同様の考え方）

イ 消費税および地方消費税の課税対象となる料金については、消費税率引上げ分を、上記アにより算定した額に転嫁します。

（平成9年の消費税率引上げ時に準じた考え方）

ただし、政令で標準額が定められているもの、授業料・入学料等標準となる金額（地方財政計画、国立大学料金等）があるものについては、これに準拠します。

2 施行日

平成26年4月1日

（旅券法に基づく事務手数料（別表第49関係）の改正については、別途規則で定める日。（旅券法の一部を改正する法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日））

3 主な改正内容

(1) 料金改定を行うもの

| | |
|---------|---|
| 増収となるもの | <p>①施設使用料 男女共同参画センター、近代美術館 〔指定管理者制度を導入している施設【別途設置・管理条例の一部改正関係】 芸術劇場びわ湖ホール、県民交流センター、アイスアリーナ、 長浜ドーム、公共港湾施設</p> <p>②手数料 と畜場法に基づく事務手数料 工業技術総合センター試験等手数料 建築基準法に基づく事務手数料 薬事法に基づく事務手数料</p> <p>③行政財産使用料 工業技術総合センター、東北部工業技術センター</p> <p>④病院事業使用料・手数料【別途設置条例の一部改正】</p> |
| 減収となるもの | <p>①手数料 麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料 毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料 計量法に基づく事務手数料</p> |

(2) 据え置くもの（政策的な判断によるもの）

| |
|---|
| <p>①琵琶湖博物館観覧料（常設展示に係るもの） ②福祉用具改造および製作手数料 ③びわ湖こどもの国使用料のうち小中高生等および身体障害者宿泊室に係る使用料 〔別途設置・管理条例の一部改正〕</p> |
|---|

(3) 新規、改正等

| | |
|------------------|---|
| ①旅券法に基づく事務手数料 | 旅券の記載事項を訂正する制度の廃止等に 伴う事務手数料の規定の見直し |
| ②登録免許税法に基づく事務手数料 | 土地、建物等の取得登記証明手数料の新設 |
| ③診断書発行手数料 | 保険金請求のための診断書発行事務手数料 の新設【別途設置条例の一部改正】 |

4 増収見込み

| | | | うち消費税引上げ影響分 |
|---------------------------------------|-----|-----------|--------------|
| ・使用料および手数料条例関係 | 70件 | 3,017千円 | (1,282千円) |
| ・行政財産使用料条例関係 | 4件 | 11,165千円 | (8,348千円) |
| 【別途条例関係】 | | | |
| ・警察関係手数料関係 | 一件 | 一千円 | (一千円) |
| ・税条例関係 | 1件 | 406千円 | (一千円) |
| ・病院事業の設置等に関する条例関係 | 1件 | 11,861千円 | (4,494千円) |
| ・設置および管理に関する条例関係 (指定管理制度を導入しているもの) | 31件 | 53,258千円 | (18,460千円) |
| ・工業用水道条例関係 | | 33,016千円 | (33,016千円) |
| ・水道用水供給条例関係 | | 134,587千円 | (134,587千円) |

使用料および手数料改正関係条例 新旧対照表 (平成25年11月県議会定例会提出予定案件資料)

| 改 正 条 例 名 | 条 例 所 管 課 | ペー ジ |
|----------------------------|-----------|-------|
| ○滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 | 財 政 課 | 1 |
| ○滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案 | 財 政 課 | 1 0 3 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| 第1条 省略 (使用料および手数料の額) | 第1条 省略 (使用料および手数料の額) |
| 第2条 省略 | 第2条 省略 |
| (1)~(3)の3 省略 | (1)~(3)の3 省略 |
| (4) 教員認定講習会受講料 1人1講座につき <u>850円</u> | (4) 教員認定講習会受講料 1人1講座につき <u>890円</u> |
| (5)~(9) 省略 | (5)~(9) 省略 |
| (10) 県立学校等各種証明手数料 | (10) 県立学校等各種証明手数料 |
| 卒業証明書 1通につき <u>490円</u> | 卒業証明書 1通につき <u>500円</u> |
| 成績証明書 同 <u>490円</u> | 成績証明書 同 <u>500円</u> |
| 調査書 同 <u>490円</u> | 調査書 同 <u>500円</u> |
| 単位修得証明書 同 <u>490円</u> | 単位修得証明書 同 <u>500円</u> |
| 修了証明書 同 <u>490円</u> | 修了証明書 同 <u>500円</u> |
| (11) 廃止等をした私立学校に係る各種証明手数料 | (11) 廃止等をした私立学校に係る各種証明手数料 |
| 卒業証明書 1通につき <u>490円</u> | 卒業証明書 1通につき <u>500円</u> |
| 成績証明書 同 <u>490円</u> | 成績証明書 同 <u>500円</u> |
| 調査書 同 <u>490円</u> | 調査書 同 <u>500円</u> |
| 単位修得証明書 同 <u>490円</u> | 単位修得証明書 同 <u>500円</u> |
| 修了証明書 同 <u>490円</u> | 修了証明書 同 <u>500円</u> |
| (12) 教育職員免許状授与証明書交付手数料 1件につき <u>490円</u> | (12) 教育職員免許状授与証明書交付手数料 1件につき <u>500円</u> |
| (13) 省略 | (13) 省略 |
| (14) 免税軽油使用者証交付および書換手数料 1件につき <u>440円</u> | (14) 免税軽油使用者証交付および書換手数料 1件につき <u>460円</u> |
| (15) 滋賀県滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和32年滋賀県規則第39号)第3条の規定による滞納処分関係書類 謄本交付手数料 | (15) 滋賀県滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和32年滋賀県規則第39号)第3条の規定による滞納処分関係書類 謄本交付手数料 |
| 差押調書 1通につき <u>440円</u> | 差押調書 1通につき <u>460円</u> |
| 搜索調書 同 <u>440円</u> | 搜索調書 同 <u>460円</u> |
| 公売公告決議書 同 <u>440円</u> | 公売公告決議書 同 <u>460円</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|-------------------------------|---------|----------------|--------------------------|---------|----------------|
| 配当計算書 | 同 | <u>440円</u> | 配当計算書 | 同 | <u>460円</u> |
| (16)～(23) 省略 | | | (16)～(23) 省略 | | |
| (24) ふぐ調理師試験免許手数料 | | | (24) ふぐ調理師試験免許手数料 | | |
| ふぐ調理師試験 | 1人1回につき | <u>6,700円</u> | ふぐ調理師試験 | 1人1回につき | <u>7,000円</u> |
| 以下省略 | | | 以下省略 | | |
| (25) 遊泳用プール開設許可等手数料 | | | (25) 遊泳用プール開設許可等手数料 | | |
| 遊泳用プール開設許可 | 1件につき | <u>8,000円</u> | 遊泳用プール開設許可 | 1件につき | <u>8,400円</u> |
| 以下省略 | | | 以下省略 | | |
| (25)の2 計量検定所各種証明手数料 | 1件につき | <u>490円</u> | (25)の2 計量検定所各種証明手数料 | 1件につき | <u>500円</u> |
| (26)～(29) 省略 | | | (26)～(29) 省略 | | |
| (30) 種豚検査手数料 | 1頭につき | <u>1,720円</u> | (30) 種豚検査手数料 | 1頭につき | <u>1,710円</u> |
| (31)～(35) 省略 | | | (31)～(35) 省略 | | |
| (36) 木材業者および製材業者の登録または更新登録手数料 | | | (36) 木材業者および製材業者の登録手数料 | | |
| 木材業者 | 1件につき | <u>2,020円</u> | 木材業者 | 1件につき | <u>2,180円</u> |
| 製材業者 | 同 | <u>4,150円</u> | 製材業者 | 同 | <u>4,480円</u> |
| (37) 建設業者許可証明および許可確認手数料 | 1件につき | <u>490円</u> | (37) 建設業者許可証明および許可確認手数料 | 1件につき | <u>500円</u> |
| (38)～(39) 省略 | | | (38)～(39) 省略 | | |
| (40) 浄化槽保守点検業者の登録等申請手数料 | | | (40) 浄化槽保守点検業者の登録等申請手数料 | | |
| 登録 | 1件につき | <u>41,000円</u> | 登録 | 1件につき | <u>40,000円</u> |
| 更新の登録 | 同 | <u>35,000円</u> | 更新の登録 | 同 | <u>34,000円</u> |
| 以下省略 | | | 以下省略 | | |
| (41) 滋賀県美術展覧会出品手数料 | 1点につき | <u>1,130円</u> | (41) 滋賀県美術展覧会出品手数料 | 1点につき | <u>1,220円</u> |
| (42) 滋賀県写真展覧会出品手数料 | 1点につき | <u>570円</u> | (42) 滋賀県写真展覧会出品手数料 | 1点につき | <u>620円</u> |
| (43) 滋賀県文学作品出品手数料 | 1部門につき | <u>570円</u> | (43) 滋賀県文学作品出品手数料 | 1部門につき | <u>620円</u> |
| (44) 以下省略 | | | (44) 以下省略 | | |
| 2 省略 | | | 2 省略 | | |
| (1)～(4) 省略 | | | (1)～(4) 省略 | | |
| (5) 理容師法および美容師法に基づく事務手数料 | | | (5) 理容師法および美容師法に基づく事務手数料 | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料 1件につき 17,000円</p> | <p>理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料 1件につき 17,000円</p> |
| <p>理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料 1件につき <u>490円</u></p> | <p>理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料 1件につき <u>510円</u></p> |
| <p>(6) 省略</p> | <p>(6) 省略</p> |
| <p>(7) 大麻取締法に基づく事務手数料</p> | <p>(7) 大麻取締法に基づく事務手数料</p> |
| <p>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査の手数料</p> | <p>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査の手数料</p> |
| <p>研究者 1件につき <u>6,500円</u></p> | <p>研究者 1件につき <u>6,200円</u></p> |
| <p>栽培者 1件につき <u>7,400円</u></p> | <p>栽培者 1件につき <u>7,800円</u></p> |
| <p>大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更の手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> | <p>大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更の手数料 1件につき <u>2,900円</u></p> |
| <p>大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付の手数料 1件につき <u>3,400円</u></p> | <p>大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付の手数料 1件につき <u>3,200円</u></p> |
| <p>(8)～(12) 省略</p> | <p>(8)～(12) 省略</p> |
| <p>(13) 母体保護法に基づく事務手数料</p> | <p>(13) 母体保護法に基づく事務手数料</p> |
| <p>母体保護法施行令（昭和24年政令第16号。以下この号において「政令」という。）第1条第1項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付の手数料 1件につき 4,000円</p> | <p>母体保護法施行令（昭和24年政令第16号。以下この号において「政令」という。）第1条第1項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付の手数料 1件につき 4,000円</p> |
| <p>政令第1条第2項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付の手数料 1件につき 3,100円</p> | <p>政令第1条第2項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付の手数料 1件につき 3,100円</p> |
| <p>政令第3条の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の訂正の手数料 1件につき <u>2,400円</u></p> | <p>政令第3条の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の訂正の手数料 1件につき <u>2,500円</u></p> |
| <p>以下省略</p> | <p>以下省略</p> |
| <p>(14)～(15) 省略</p> | <p>(14)～(15) 省略</p> |
| <p>(16) 医療法に基づく事務手数料</p> | <p>(16) 医療法に基づく事務手数料</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 40,000円 | 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 40,000円 |
| 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>18,000円</u> | 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>19,000円</u> |
| 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,000円 | 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,000円 |
| 医療法第27条の規定に基づく病院の検査の手数料 1件につき <u>42,000円</u> | 医療法第27条の規定に基づく病院の検査の手数料 1件につき <u>44,000円</u> |
| 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査の手数料 1件につき <u>23,000円</u> | 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査の手数料 1件につき <u>22,000円</u> |
| 以下省略 | 以下省略 |
| (17) 省略 | (17) 省略 |
| (18) 教育職員免許法に基づく事務手数料 | (18) 教育職員免許法に基づく事務手数料 |
| 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第5条第1項および第2項ならびに第16条の2第1項および第2項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円 | 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）第5条第1項および第2項ならびに第16条の2第1項および第2項の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円 |
| 法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円 | 法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円 |
| 法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円 | 法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円 |
| 法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円 | 法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円 |
| 法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円 | 法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円 |
| 法第6条第1項および第4項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円 | 法第6条第1項および第4項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円 |
| 法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料 1件につき 3,300円 | 法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料 1件につき 3,300円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料 1件につき 2,000円</p> | <p>法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料 1件につき 2,000円</p> |
| <p>法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき <u>870円</u></p> | <p>法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき <u>910円</u></p> |
| <p>法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき <u>1,100円</u></p> | <p>法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき <u>1,200円</u></p> |
| <p>以下省略</p> | <p>以下省略</p> |
| <p>(19)～(22) 省略</p> | <p>(19)～(22) 省略</p> |
| <p>(23) 肥料取締法に基づく事務手数料</p> | <p>(23) 肥料取締法に基づく事務手数料</p> |
| <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。)</p> | <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。)</p> |
| <p>第4条第1項または第2項の規定に基づく肥料の登録の手数料</p> | <p>第4条第1項または第2項の規定に基づく肥料の登録の手数料</p> |
| <p>法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき <u>18,000円</u></p> | <p>法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき <u>19,000円</u></p> |
| <p>法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき <u>35,000円</u></p> | <p>法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき <u>37,000円</u></p> |
| <p>法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料</p> | <p>法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料</p> |
| <p>法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき <u>3,900円</u></p> | <p>法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき <u>3,700円</u></p> |
| <p>法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき <u>7,700円</u></p> | <p>法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき <u>7,300円</u></p> |
| <p>(24)～(28) 省略</p> | <p>(24)～(28) 省略</p> |
| <p>(29) クリーニング業法に基づく事務手数料</p> | <p>(29) クリーニング業法に基づく事務手数料</p> |
| <p>クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づく</p> | <p>クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づく</p> |
| <p>クリーニング所の検査の手数料 1件につき 17,000円</p> | <p>クリーニング所の検査の手数料 1件につき 17,000円</p> |
| <p>クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に</p> | <p>クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に</p> |
| <p>関する確認済証の再交付の手数料 1件につき <u>490円</u></p> | <p>関する確認済証の再交付の手数料 1件につき <u>510円</u></p> |
| <p>以下省略</p> | <p>以下省略</p> |
| <p>(30) 家畜改良増殖法に基づく事務手数料</p> | <p>(30) 家畜改良増殖法に基づく事務手数料</p> |
| <p>家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定に基づく</p> | <p>家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定に基づく</p> |
| <p>家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料 1件につき</p> | <p>家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料 1件につき</p> |
| <p>1,900円</p> | <p>1,900円</p> |
| <p>家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の</p> | <p>家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>申請に対する審査の手数料 1件につき 5,700円</p> <p>家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号。以下この号において「政令」という。)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料 1件につき <u>760円</u></p> <p>政令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料 1件につき <u>730円</u></p> <p>政令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料 1件につき 1,700円</p> <p>政令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料 1件につき <u>1,700円</u></p> | <p>申請に対する審査の手数料 1件につき 5,700円</p> <p>家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号。以下この号において「政令」という。)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料 1件につき <u>770円</u></p> <p>政令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料 1件につき <u>770円</u></p> <p>政令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料 1件につき 1,700円</p> <p>政令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料 1件につき <u>1,800円</u></p> |
| (31) 省略 | (31) 省略 |
| <p>(32) 採石法に基づく事務手数料</p> <p>採石法(昭和25年法律第291号)第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円</p> <p>採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円</p> <p>採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料 1件につき <u>8,200円</u></p> <p>採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>55,000円</u></p> <p>採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>35,000円</u></p> | <p>(32) 採石法に基づく事務手数料</p> <p>採石法(昭和25年法律第291号)第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円</p> <p>採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円</p> <p>採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料 1件につき <u>8,000円</u></p> <p>採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>58,000円</u></p> <p>採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>37,000円</u></p> |
| (33)～(37) 省略 | (33)～(37) 省略 |
| <p>(38) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づく事務手数料</p> <p>行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再</p> | <p>(38) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づく事務手数料</p> <p>行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>交付の手数料 1件につき <u>3,900円</u></p> <p>診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付の手数料 1件につき <u>3,500円</u></p> <p>(39)～(41) 省略</p> <p>(42) 旅行業法に基づく事務手数料</p> <p>旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第4条の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項に規定する旅行業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>20,000円</u></p> <p>旅行業法施行令第4条の規定に基づく旅行業法第4条第1項に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>13,000円</u></p> <p>旅行業法施行令第4条の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>15,000円</u></p> <p>旅行業法施行令第4条の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>10,000円</u></p> <p>(43) 省略</p> <p>(44) と畜場法に基づく事務手数料</p> <p>と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>23,000円</u></p> <p>と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料</p> | <p>交付の手数料 1件につき <u>3,700円</u></p> <p>診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付の手数料 1件につき <u>3,600円</u></p> <p>(39)～(41) 省略</p> <p>(42) 旅行業法に基づく事務手数料</p> <p>旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第5条第1項の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項に規定する旅行業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>19,000円</u></p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第4条第1項に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>12,000円</u></p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>15,000円</u></p> <p>旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>10,000円</u></p> <p>(43) 省略</p> <p>(44) と畜場法に基づく事務手数料</p> <p>と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>23,000円</u></p> <p>と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| 牛または馬1頭につき <u>420円</u> | 牛または馬1頭につき <u>440円</u> |
| 豚、子牛または羊1頭につき <u>210円</u> | 豚、子牛または羊1頭につき <u>220円</u> |
| (45)～(49) 省略 | (45)～(49) 省略 |
| (50) 家畜取引法に基づく事務手数料 | (50) 家畜取引法に基づく事務手数料 |
| 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査の手数料 | 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査の手数料 |
| 地域家畜市場に係るもの 1件につき <u>17,300円</u> | 地域家畜市場に係るもの 1件につき <u>17,400円</u> |
| その他の家畜市場に係るもの 1件につき <u>39,000円</u> | その他の家畜市場に係るもの 1件につき <u>41,000円</u> |
| 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付の手数料 1件につき <u>4,000円</u> | 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付の手数料 1件につき <u>4,000円</u> |
| 家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付の手数料 1件につき <u>6,100円</u> | 家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付の手数料 1件につき <u>6,400円</u> |
| (51)～(52) 省略 | (51)～(52) 省略 |
| (53) 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務手数料 | (53) 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務手数料 |
| 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この号において「法」という。)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>80,000円</u> | 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この号において「法」という。)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>80,000円</u> |
| 法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付の手数料 1件につき <u>8,000円</u> | 法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付の手数料 1件につき <u>7,900円</u> |
| 法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付の手数料 1件につき <u>8,000円</u> | 法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付の手数料 1件につき <u>7,900円</u> |
| 法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>58,000円</u> | 法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>56,000円</u> |
| (54)～(60) 省略 | (54)～(60) 省略 |
| (61) 削除 | (61) 登録免許税法に基づく事務手数料 |
| | 登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第3の1の項の第4欄、5の2の項の第4欄、10の項の第4欄、12の項の第4欄、23の項の第4欄および24の項の第4欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(62) 省略</p> <p>(63) 砂利採取法に基づく事務手数料 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円 砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料 1件につき <u>8,200円</u> 以下省略</p> <p>(64)～(71) 省略</p> <p>(71)の2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務手数料 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円 法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円 法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の受講料 1人につき <u>1,050円</u> 以下省略</p> <p>(72) 省略</p> <p>(73) 浄化槽法に基づく事務手数料 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>31,000円</u> 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>25,000円</u></p> | <p><u>の手数料</u> <u>1件につき 500円（現地における確認を要するものにあつては、3,000円）</u></p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 砂利採取法に基づく事務手数料 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円 砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料 1件につき <u>8,600円</u> 以下省略</p> <p>(64)～(71) 省略</p> <p>(71)の2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務手数料 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円 法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円 法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の受講料 1人につき <u>1,000円</u> 以下省略</p> <p>(72) 省略</p> <p>(73) 浄化槽法に基づく事務手数料 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>30,000円</u> 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>24,000円</u></p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付の手数料 用紙1枚につき <u>640円</u></p> | <p>浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付の手数料 用紙1枚につき <u>610円</u></p> |
| <p>浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の手数料 1回につき <u>390円</u></p> | <p>浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の手数料 1回につき <u>380円</u></p> |
| <p>(73)の2 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務手数料 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>27,000円</u></p> | <p>(73)の2 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務手数料 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>26,000円</u></p> |
| <p>遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>16,000円</u></p> | <p>遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>15,000円</u></p> |
| <p>(74)～(77) 省略</p> | <p>(74)～(77) 省略</p> |
| <p>(78) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務手数料 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>150,000円</u></p> | <p>(78) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務手数料 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>140,000円</u></p> |
| <p>(79) 省略</p> | <p>(79) 省略</p> |
| <p>(79)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>40,000円</u></p> | <p>(79)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>41,000円</u></p> |
| <p>法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>3,900円</u></p> | <p>法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>4,100円</u></p> |
| <p>(80) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業に係る登録の申請に対する</p> | <p>(80) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業に係る登録の申請に対する</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|----|-------|------------------|-------|---------|---------|---------|---|----|----|-------|------------------|-------|---------|---------|---------|
| <p>審査の手数料 1件につき <u>31,000円</u></p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項の規定に基づく解体工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>(81) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>2,500円</u> 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>2,500円</u></p> <p>(82)～(83) 省略</p> <p><u>(83)の2 保険業法等の一部を改正する法律に基づく事務手数料</u> <u>保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査の手数料</u> <u>1件につき 150,000円</u></p> <p>(84)～(86)省略</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>第8条 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料または手数料を減免することができる。</p> <p>第9条 省略</p> <p>別表第1</p> <p>福祉用具改造および製作手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易なもの</td> <td style="text-align: right;">円 1件につき 1,030</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td style="text-align: right;">同 2,070</td> </tr> <tr> <td>特に複雑なもの</td> <td style="text-align: right;">同 3,110</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | 簡易なもの | 円 1件につき 1,030 | 複雑なもの | 同 2,070 | 特に複雑なもの | 同 3,110 | <p>審査の手数料 1件につき <u>30,000円</u></p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項の規定に基づく解体工事業に係る更新の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>24,000円</u></p> <p>(81) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>2,400円</u> 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき <u>2,400円</u></p> <p>(82)～(83) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(84)～(86)省略</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>第8条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料または手数料を減免することができる。</p> <p>第9条 省略</p> <p>別表第1</p> <p>福祉用具改造および製作手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易なもの</td> <td style="text-align: right;">円 1件につき 1,060</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td style="text-align: right;">同 2,130</td> </tr> <tr> <td>特に複雑なもの</td> <td style="text-align: right;">同 3,200</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | 簡易なもの | 円 1件につき 1,060 | 複雑なもの | 同 2,130 | 特に複雑なもの | 同 3,200 |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡易なもの | 円 1件につき 1,030 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 複雑なもの | 同 2,070 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特に複雑なもの | 同 3,110 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡易なもの | 円 1件につき 1,060 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 複雑なもの | 同 2,130 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特に複雑なもの | 同 3,200 | | | | | | | | | | | | | | | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|------|---------|--------|---|-----|-------|--------|
| 高度な技術を要するもの | | 同 | 4,140 | 高度な技術を要するもの | | 同 | 4,260 |
| 注 省略 | | | | 注 省略 | | | |
| 別表第2 | | | | 別表第2 | | | |
| 保健所、近江学園、むれやま荘および衛生科学センターの使用料および手数料 | | | | 保健所、近江学園、むれやま荘および衛生科学センターの使用料および手数料 | | | |
| 1 省略 | | | | 1 省略 | | | |
| 2 診療または検査のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、前項に定める額および第4項の特別に要した費用の額の合計額に、当該部分に係る当該前項に定める額および当該特別に要した費用の額の合計額に <u>100分の5</u> を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を当該診療または検査に係る使用料および手数料の額とする。 | | | | 2 診療または検査のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、前項に定める額および第4項の特別に要した費用の額の合計額に、当該部分に係る当該前項に定める額および当該特別に要した費用の額の合計額に <u>100分の8</u> を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額を当該診療または検査に係る使用料および手数料の額とする。 | | | |
| 3 次の各号に掲げるもの手数料は、当該各号に定めるところによる。 | | | | 3 次の各号に掲げるもの手数料は、当該各号に定めるところによる。 | | | |
| (1) 診断書 | | 1通につき | 970円 | (1) 診断書 | | 1通につき | 1,050円 |
| (2) 特別診断書 | | 同 | 1,830円 | (2) 特別診断書 | | 同 | 1,980円 |
| (3) その他の証明書 | | 同 | 490円 | (3) その他の証明書 | | 同 | 530円 |
| 4 省略 | | | | 4 省略 | | | |
| 別表第3 | | | | 別表第3 | | | |
| 薬事試験手数料 | | | | 薬事試験手数料 | | | |
| | | 区分 | 単位 | | | 単位 | 金額 |
| 化学 試験 | 定性試験 | 簡易なもの | 1成分 | 簡易なもの | 1成分 | 同 | 1,720円 |
| | | 複雑なもの | 同 | | | | 3,230 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | | | | 6,340 |
| | 定量試験 | 簡易なもの | 同 | 簡易なもの | 同 | 同 | 2,170 |
| | | 複雑なもの | 同 | | | | 4,380 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | | | | 6,340 |
| 物理的試験 | | | 1件 | 物理的試験 | | | 2,170 |
| 化学 試験 | 定性試験 | 簡易なもの | 1成分 | 簡易なもの | 1成分 | 同 | 1,770円 |
| | | 複雑なもの | 同 | | | | 3,310 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | | | | 6,590 |
| | 定量試験 | 簡易なもの | 同 | 簡易なもの | 同 | 同 | 2,220 |
| | | 複雑なもの | 同 | | | | 4,490 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | | | | 6,500 |
| 物理的試験 | | | 1件 | 物理的試験 | | | 2,230 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|--------------|--------|----|--------|--------------|---------|--------|--------|-----|--------|
| 微生物学的試験 | 一般生菌数 | | 同 | 1,720 | 微生物学的試験 | 一般生菌数 | | 同 | 1,770 |
| | 特定菌 | | 同 | 2,170 | | 特定菌 | | 同 | 2,210 |
| | 真菌数 | | 同 | 1,720 | | 真菌数 | | 同 | 1,770 |
| | 無菌試験 | 細菌 | 同 | 6,330 | | 無菌試験 | 細菌 | 同 | 6,500 |
| | | 真菌 | 同 | 6,330 | | | 真菌 | 同 | 6,500 |
| | 殺菌効力試験 | | 1菌種 | 17,200 | | 殺菌効力試験 | | 1菌種 | 17,700 |
| 動物試験 | | 1件 | 10,300 | 動物試験 | | 1件 | 10,600 | | |
| 製剤の規格試験成績書交付 | | 1通 | 4,460 | 製剤の規格試験成績書交付 | | 1通 | 4,660 | | |
| 試験成績証明書交付 | | 同 | 490 | 試験成績証明書交付 | | 同 | 500 | | |

注 省略

別表第4

各種環境、衛生試験および検査手数料

| 区分 | | | 単位 | 金額 |
|---------|--------------|---------|--------|--------|
| 細菌検査 | 無菌試験 | 真菌 | 1件 | 6,340円 |
| | | 細菌 | 同 | 6,340 |
| | 殺菌効力試験 | | 1菌種 | 16,900 |
| | 同定試験 | | 同 | 10,300 |
| ウイルス検査 | 中和試験および分離試験 | | 1種目 | 3,230 |
| 飲料水 | 成分検査 | 簡易なもの | 1成分 | 1,350 |
| | | 普通のもの | 同 | 2,070 |
| | | 複雑なもの | 同 | 3,890 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | 6,140 |
| | 水道水定期検査 | | 1件 | 3,960 |
| | トリクロロエチレン等検査 | | 同 | 11,400 |
| トリハロメタン | | 同 | 11,400 | |

注 省略

別表第4

各種環境、衛生試験および検査手数料

| 区分 | | | 単位 | 金額 |
|---------|--------------|---------|--------|--------|
| 細菌検査 | 無菌試験 | 真菌 | 1件 | 6,840円 |
| | | 細菌 | 同 | 6,840 |
| | 殺菌効力試験 | | 1菌種 | 16,800 |
| | 同定試験 | | 同 | 11,100 |
| ウイルス検査 | 中和試験および分離試験 | | 1種目 | 3,490 |
| 飲料水 | 成分検査 | 簡易なもの | 1成分 | 1,380 |
| | | 普通のもの | 同 | 2,240 |
| | | 複雑なもの | 同 | 4,200 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | 6,140 |
| | 水道水定期検査 | | 1件 | 3,870 |
| | トリクロロエチレン等検査 | | 同 | 11,300 |
| トリハロメタン | | 同 | 11,400 | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | | 新 | | | | | |
|-------------|---------------|------------|-----|--------|-------------|---------------|------------|--------|--------|-------|
| | 検査 | | | | | 検査 | | | | |
| | 細菌検査 | | 同 | 2,080 | | 細菌検査 | | 同 | 2,180 | |
| | 大腸菌群最確数検査 | | 同 | 3,230 | | 大腸菌群最確数検査 | | 同 | 3,450 | |
| 鉱泉 温泉 | 小分析 | | 同 | 6,080 | 鉱泉 温泉 | 小分析 | | 同 | 6,570 | |
| | 中分析 | | 同 | 54,800 | | 中分析 | | 同 | 59,200 | |
| | ラドン測定 | | 同 | 10,300 | | ラドン測定 | | 同 | 10,800 | |
| 浴場水 プール水 | 公衆浴場水 | 原水、原湯、上り用水 | 同 | 4,070 | 浴場水 プール水 | 公衆浴場水 | 原水、原湯、上り用水 | 同 | 4,090 | |
| | | 浴場内湯 | 同 | 4,070 | | | 浴場内湯 | 同 | 4,090 | |
| | プール水 | | 同 | 4,070 | | プール水 | | 同 | 4,090 | |
| 放射能検査 | 雨水、飲料水 | | 同 | 3,230 | 放射能検査 | 雨水、飲料水 | | 同 | 3,490 | |
| | 食品 | | 同 | 3,230 | | 食品 | | 同 | 3,490 | |
| 食品 | 成分規格試験 | 簡易なもの | 同 | 3,000 | 成分規格試験 | 簡易なもの | 同 | 3,000 | | |
| | | 複雑なもの | 同 | 6,080 | | 複雑なもの | 同 | 6,110 | | |
| | | 特に複雑なもの | 同 | 9,530 | | 特に複雑なもの | 同 | 9,680 | | |
| | | 特殊なもの | 同 | 30,800 | | 特殊なもの | 同 | 31,560 | | |
| | 食品中の添加物 試験 | 定性分析 | 1成分 | | 2,590 | 食品中の添加物 試験 | 定性分析 | 1成分 | | 2,580 |
| | | 定量分析 | 同 | | 3,960 | | 定量分析 | 同 | | 3,950 |
| | 異物試験 | | 1件 | | 1,970 | 異物試験 | | 1件 | | 1,930 |
| | 栄養分析 | | 同 | | 9,060 | 栄養分析 | | 同 | | 8,960 |
| | カビおよび酵母 | | 同 | | 2,250 | カビおよび酵母 | | 同 | | 2,430 |
| | 細菌検査 | 一般細菌数 | | 同 | 1,490 | 細菌検査 | 一般細菌数 | | 同 | 1,610 |
| | | 大腸菌群 | | 同 | 1,610 | | 大腸菌群 | | 同 | 1,740 |
| | | 大腸菌群最確数 | | 同 | 3,080 | | 大腸菌群最確数 | | 同 | 3,330 |
| | その他 | 一般成分分析 | | 同 | 9,180 | その他 | 一般成分分析 | | 同 | 9,130 |
| | | 定性分析 | | 1成分 | 3,570 | | 定性分析 | | 1成分 | 3,860 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|---------------|----------|------------|-----|--------|---------------|------------|---------|--------|--------|
| | | 定量分析 | 同 | 4,950 | | | 定量分析 | 同 | 5,350 |
| 添加物 | 成分規格試験 | 無機性添加物 | 1件 | 4,100 | 添加物 | 成分規格試験 | 無機性添加物 | 1件 | 4,100 |
| | | 有機性添加物 | 同 | 9,540 | | | 有機性添加物 | 同 | 9,700 |
| 器具、容器、包装、おもちゃ | 規格試験 | | 同 | 5,170 | 器具、容器、包装、おもちゃ | 規格試験 | | 同 | 5,140 |
| 化学試験 | 定性試験 | 簡易なもの | 1成分 | 1,720 | 化学試験 | 定性試験 | 簡易なもの | 1成分 | 1,770 |
| | | 複雑なもの | 同 | 3,230 | | | 複雑なもの | 同 | 3,310 |
| | | 特に複雑なもの | 同 | 6,340 | | | 特に複雑なもの | 同 | 6,590 |
| | 定量試験 | 簡易なもの | 同 | 2,170 | 定量試験 | 簡易なもの | 同 | 2,220 | |
| | | 複雑なもの | 同 | 4,380 | | 複雑なもの | 同 | 4,490 | |
| | | 特に複雑なもの | 同 | 6,340 | | 特に複雑なもの | 同 | 6,500 | |
| 医療用具 | 規格試験 | | 1件 | 2,870 | 医療用具 | 規格試験 | | 1件 | 3,100 |
| 家庭用品試験 | 簡易なもの | | 1成分 | 1,470 | 家庭用品試験 | 簡易なもの | | 1成分 | 1,460 |
| | 複雑なもの | | 同 | 4,180 | | 複雑なもの | | 同 | 4,150 |
| | 特殊なもの | | 同 | 31,000 | | 特殊なもの | | 同 | 33,000 |
| その他衛生検査 | 一般分析 | 簡易なもの | 同 | 1,470 | その他衛生検査 | 一般分析 | 簡易なもの | 同 | 1,590 |
| | | 普通のもの | 同 | 2,130 | | | 普通のもの | 同 | 2,130 |
| | | 複雑なもの | 同 | 3,970 | | | 複雑なもの | 同 | 3,940 |
| | 特殊分析 | 特殊有機化学物質試験 | 1件 | 28,000 | 特殊分析 | 特殊有機化学物質試験 | 1件 | 28,000 | |
| | | 有害性金属類試験 | 1成分 | 4,480 | | 有害性金属類試験 | 1成分 | 4,460 | |
| 文書料 | 温泉分析成績書 | | 1通 | 1,170 | 文書料 | 温泉分析成績書 | | 1通 | 1,260 |
| | その他の成績書 | | 同 | 490 | | その他の成績書 | | 同 | 530 |
| | 成績書謄本再交付 | | 同 | 490 | | 成績書謄本再交付 | | 同 | 530 |

注 省略

別表第5

注 省略

別表第5

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

旧

工業技術総合センター試験等手数料

1 機械電子試験、機能材料試験等手数料

| 区分 | | 単位 | 金額 | |
|--------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------|-------|
| 電気・電子 試験 | 電気特性の測定 | 1項目 | 円 | |
| | | 1測定 | 1,960 | |
| | 耐電圧試験 | 1試験 | 2,050 | |
| | 温度測定(接触式) | 1測定 | 2,050 | |
| 材料試験 | 強度試験 | 1試料 | 最低 860 | |
| | | 1項目 | 最高 2,200 | |
| | 疲労試験 | 1時間 | 2,280 | |
| | | 1時間増すごとに | 910 | |
| | 硬さ試験 | 1試料 | | |
| | | 1項目 | 1,080 | |
| | 金属組織試験 | 顕微鏡写真撮影マ クロ腐食試験写真 撮影 | 1視野 | 3,070 |
| | | | 焼増し1枚に つき | 450 |
| | | 試料調整 | 1試料 | 1,800 |
| | 電子顕 微鏡試 験 | 電子顕微鏡写真撮 影(2次電子像) | 1視野 | 8,920 |
| 1視野増すご とに | | | 1,840 | |
| 精密測定 | 長さ測定(精度1マイクロ メートルを要するもの) | 1測定 | 2,980 | |
| | | | | |
| | 形状測定 | 同 | 最低 1,710 最高 2,380 | |
| | 特殊測 ねじ | 1項目 | 1,600 | |

新

工業技術総合センター試験等手数料

1 機械電子試験、機能材料試験等手数料

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|--------------|------------|---------------|------------|
| 電気・電子 試験 | (削除) | | |
| | 耐電圧試験 | 1試験 | 円 2,050 |
| | (削除) | | |
| 材料試験 | 強度試験 | 1試料 | 最低 890 |
| | | 1項目 | 最高 2,340 |
| | 疲労試験 | 1時間 | 2,360 |
| | | 1時間増すご とに | 960 |
| | 硬さ試験 | 1試料 | |
| | | 1項目 | 1,160 |
| | 金属組 織試験 | 光学顕微鏡写真撮 影 | 1視野 |
| 焼増し1枚に つき | | | 480 |
| | 試料調整 | 1試料 | 1,890 |
| | (削除) | | |
| | (削除) | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---------|--------|---|-------------------|-------|-------|--|--|
| | 定 | 三次元座標 | 1測定 | | | | |
| | | | 1試料 1測定 | 3,210 | | | |
| 環境試験 | 振動試験 | | 1測定増すごとに | 1,200 | | | |
| | | | 1試料 1条件 1時間 | 3,440 | | | |
| | | | 1時間増すごとに | 2,300 | | | |
| | | | 冷熱衝撃試験 | 同 | 2,380 | | |
| 化学分析 | 定量分析 | 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第57条第1項の規定に基づき登録を受けた試験方法による分析 | 1成分 | 1,870 | | | |
| | | | 1成分増すごとに | 920 | | | |
| | | | 全成分 | 5,280 | | | |
| 食品保存性試験 | 恒温恒湿試験 | | 24時間 (10試料まで) | 3,500 | | | |
| | | | | | | | |
| 環境試験 | 振動試験 | | 1試料 1条件 1時間 | 3,560 | | | |
| | | | 1時間増すごとに | 2,430 | | | |
| 化学分析 | 定性分析 | | 1成分 | 1,980 | | | |
| | | | 1成分増すごとに | 900 | | | |
| | | | 全成分 | 5,360 | | | |
| 食品保存性試験 | 恒温試験 | | 24時間 (10試料まで) | 3,650 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | (削除) | | | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|--------------|---------|-----------|--------|--------------|------|-----------|-------|------|-------|
| | | 24時間増すごとに | 2,420 | | | 24時間増すごとに | 2,460 | | |
| 微生物試験 | 顕微鏡写真撮影 | 1視野 | 2,640 | (削除) | | | | | |
| | | 焼増し1枚につき | 450 | | | | | | |
| | 菌数測定 | 1試料 | 3,620 | | | | | 菌数測定 | 1試料 |
| アミノ酸分析 | | 同 | 13,000 | (削除) | | | | | |
| 粘度測定 | | 同 | 2,650 | | | | | | |
| pH測定 | | 同 | 1,070 | pH測定 | | | | 同 | 1,140 |
| デザイン指導 | | 1時間 | 4,120 | デザイン指導 | | | | 1時間 | 4,250 |
| 成績書の複本または証明書 | 和文 | 1通 | 490 | 成績書の複本または証明書 | 和文 | 1通 | 500 | | |
| | 英文 | 同 | 610 | | 英文 | 同 | 640 | | |
| 成績書の英文作成 | | 同 | 2,050 | 成績書の英文作成 | | 同 | 2,090 | | |
| 注 省略 | | | | 注 省略 | | | | | |
| 2 窯業試験等手数料 | | | | 2 窯業試験等手数料 | | | | | |
| 区分 | | 単位 | 金額 | 区分 | | 単位 | 金額 | | |
| 化学分析 | | | 円 | 化学分析 | | | 円 | | |
| | 定性分析 | 全成分 | 5,280 | | 定性分析 | 全成分 | 5,360 | | |
| | 定量分析 | 1成分 | 4,360 | | 定量分析 | 1成分 | 4,370 | | |
| Pd、Cdの溶出試験 | | 同 | 3,390 | Pd、Cdの溶出試験 | | 1試料 | 3,390 | | |
| 呈色試験 | | 1件 | 3,750 | (削除) | | | | | |
| 収縮試験 | | 1試料 | 最低 | 1,370 | | | | | |
| | | | 最高 | 3,630 | | | | | |
| 耐薬品試験 | | 1件 | 2,170 | 耐薬品試験 | | 同 | 2,270 | | |
| 耐圧試験 | | 同 | 2,050 | 耐圧試験 | | 同 | 2,060 | | |
| 吸水率試験 | | 同 | 2,000 | 吸水率試験 | | 同 | 2,000 | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|----------------|--------------|--------|----------------|--------------|--------|
| 気孔径分布測定 | 同 | 11,200 | 気孔径分布測定 | 同 | 11,210 |
| 熱膨張測定 | 同 | 5,900 | 熱膨張測定 | 同 | 5,950 |
| オートクレーブ試験 | 同 | 4,720 | オートクレーブ試験 | 同 | 4,740 |
| 凍害試験 | 1 試料 (10回まで) | 19,800 | 凍害試験 | 1 試料 (10回まで) | 20,700 |
| | これを超える場合は1回 | 1,350 | | これを超える場合は1回 | 1,450 |
| pH測定 | 1 試料 | 1,070 | pH測定 | 1 試料 | 1,140 |
| 熱衝撃試験 | 同 | 2,330 | 熱衝撃試験 | 同 | 2,410 |
| 加熱重量変化測定 | 同 | 5,900 | 加熱重量変化測定 | 同 | 5,950 |
| 示差熱分析 | 同 | 5,900 | 示差熱分析 | 同 | 5,950 |
| 比重測定 | 同 | 2,790 | 比重測定 | 同 | 2,870 |
| 粒度分析 | 同 | 5,920 | 粒度分析 | 同 | 5,920 |
| 曲げ強度試験 | 同 | 2,840 | 曲げ強度試験 | 同 | 2,920 |
| 摩耗試験 | 同 | 3,640 | 摩耗試験 | 同 | 3,650 |
| 貫通孔測定 | 1 件 | 6,710 | 貫通孔測定 | 1 件 | 6,720 |
| 衝撃試験 | 同 | 6,240 | 衝撃試験 | 同 | 6,240 |
| (新規) | | | デザイン指導 | | |
| 成績書の和文 | 1 通 | 490 | 成績書の和文 | 1 通 | 500 |
| 複本または証明書 英文 | 同 | 610 | 複本または証明書 英文 | 同 | 640 |
| 成績書の英文作成 | 同 | 2,050 | 成績書の英文作成 | 同 | 2,090 |

注 省略

別表第6

東北部工業技術センター試験等手数料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|--------------|------|----|
| 分析試験 定性分析 | 1 成分 | 円 |

注 省略

別表第6

東北部工業技術センター試験等手数料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|--------------|------|----|
| 分析試験 定性分析 | 1 成分 | 円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | |
|----------|---------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------|------------|------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| | | | 1,940 | | | | 2,090 | |
| | 定量分析(繊維・有機成分) | 同 | 3,040 | 定量分析(繊維・有機成分) | 同 | 最低 最高 | 3,280 4,720 | |
| | 定量分析(金属・無機成分) | 同 | 2,700 | 定量分析(金属・無機成分) | 同 | | 2,820 | |
| 材料試験 | 糸物性試験 | 1件 | 1,130 | 糸物性試験 | 1試料1項目 | | 1,100 | |
| | 布物性試験 | 同 | 1,130 | 布物性試験 | 同 | | 1,100 | |
| | 繊維鑑定 | 1成分 | 1,260 | 繊維鑑定 | 1成分 | | 1,330 | |
| | 繊維混用率試験 | 同 | 1,410 | 繊維混用率試験 | 同 | | 1,510 | |
| | 織物分解設計 | 1件 | 最低 最高 | 1,790 5,720 | (削除) | | | |
| | 顕微鏡写真撮影 | 1試料 | | 4,020 | 顕微鏡写真撮影 | 1試料 | | 4,340 |
| | プラスチック強度試験 | 1試料 1項目 | | 1,710 | プラスチック強度試験 | 1試料 1項目 | | 1,790 |
| | 硬さ試験 | 同 | | 1,080 | 硬さ試験 | 同 | | 1,170 |
| | 硬さ分 布試験 | ロックウェル ビッカース マイクロビッカース | 1試料 (10測点まで) これを超える場 合は1測点 | 3,260 280 | 硬さ分 布試験 | ロックウェル ビッカース マイクロビッカース | 1試料 (10測点まで) これを超える場 合は1測点 | 3,300 300 |
| | 硬さ測定用試料調整 | 1試料 | 最低 最高 | 400 1,760 | 硬さ測定用試料調整 | 1試料 | 最低 最高 | 400 1,740 |
| | 強度試験 | 1試料 1項目 | 同 | 860 2,290 | 強度試験 | 1試料 1項目 | 同 | 870 2,380 |
| | 染色試験 | 染色・仕上試験 | 同 | 1,830 | 染色・仕上試験 | 同 | | 1,960 |
| 染色堅ろう度試験 | | 同 | 1,490 | 染色堅ろう度試験 | 同 | | 1,460 | |
| 試料調整 | 恒温恒湿機による調 | 1試料 | 540 | (削除) | | | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|--------|--------------|-----------------|--------------|--------------|---------|-----------------|--------------|-------|-------|
| | 整 | | | | | | | | |
| | 耐候試験機による調整 | 同 | 680 | | | | | | |
| | デザイン開発支援 | 1件 | 3,700 | デザイン指導 | 1時間 | 4,000 | | | |
| | 金属顕微鏡試験の試料調整 | 1試料 | 1,810 | 金属顕微鏡試験の試料調整 | 1試料 | 1,900 | | | |
| 組織試験 | 顕微鏡写真撮影 | 1視野 焼増し1枚につき | 3,070 450 | 組織試験 | 顕微鏡写真撮影 | 1視野 焼増し1枚につき | 3,070 450 | | |
| 精密測定 | 長さ測定 | 1試料 | 最低 1,500 | (削除) | 表面粗さ測定 | 1測定 | 1,750 | | |
| | | 1測定 | 最高 2,930 | | | 真円度測定 | 同 | 1,970 | |
| | 角度測定 | 1測定 | 1,490 | | (削除) | 三次元測定 | 1試料 | 3,340 | |
| | 表面粗さ測定 | 同 | 1,640 | | | | 1測定 | 1,170 | |
| | 真円度測定 | 同 | 1,830 | | (削除) | 三次元測定 | 1測定増すごと | 1,080 | |
| | 形状測定 | 同 | 2,460 | | | | 1測定増すごと | 1,490 | |
| | 形状測定 | 真直度 | 同 | | 1,710 | 環境試験 | 恒温試験 | 1試料 | 1,820 |
| | 形状測定 | 平面度 | 同 | | 1,710 | | | 1条件 | 700 |
| 環境試験 | 恒温試験 | 1測定 | 1,490 | 環境試験 | 恒温恒湿試験 | 1時間 | 750 | | |
| | | 1測定増すごと | 1,080 | | | 1時間増すごと | 2,210 | | |
| | メッキ厚さ測定 | 1測定 | 1,490 | | | 冷熱衝撃試験 | 冷熱衝撃試験 | 同 | 690 |
| 冷熱衝撃試験 | 同 | 2,050 | 同 | 740 | | | | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|----|--|------------------|--|----|--|------------------|
| | | 24時間 (5試料まで) 1試料増すごと に | 4,120 330 | | | 24時間 (5試料まで) 1試料増すごと に | 4,440 350 |
| 成績書の 複本また は証明書 | 和文 | 1通 | 490 | 成績書の 複本また は証明書 | 和文 | 1通 | 500 |
| | 英文 | 同 | 610 | | 英文 | 同 | 640 |
| 成績書の英文作成 | | 同 | 2,050 | 成績書の英文作成 | | 同 | 2,090 |
| 注1 省略 | | | | 注1 省略 | | | |
| 2 染色堅ろう度試験の耐光・耐候堅ろう度試験において、10時間を超える場合は、10時間ごとに700円を徴収する。 | | | | 2 染色堅ろう度試験の耐光・耐候堅ろう度試験において、10時間を超える場合は、10時間ごとに720円を徴収する。 | | | |
| 3～4 省略 | | | | 3～4 省略 | | | |
| 別表第7から別表第10まで 削除 | | | | 別表第7から別表第10まで 削除 | | | |
| 別表第11 | | | | 別表第11 | | | |
| 滋賀県屋外広告物条例に基づく事務手数料 | | | | 滋賀県屋外広告物条例に基づく事務手数料 | | | |
| 1 省略 | | | | 1 省略 | | | |
| 2 屋外広告業登録事項証明手数料 1件につき 480円 | | | | 2 屋外広告業登録事項証明手数料 1件につき 500円 | | | |
| 3 省略 | | | | 3 省略 | | | |
| 別表第12から別表第27まで 削除 | | | | 別表第12から別表第27まで 削除 | | | |
| 別表第28 | | | | 別表第28 | | | |
| 近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料 | | | | 近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料 | | | |
| 1 観覧料 | | | | 1 観覧料 | | | |
| (1) 常設展示 | | | | (1) 常設展示 | | | |
| | | 区分 | 金額 | | | 区分 | 金額 |
| 個人 | | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれら | 1人1回につき 250円 | 個人 | | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準 | 1人1回につき 300円 |
| | | き | き | | | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|---|---------|--------|---|---|---------|--------|
| | に準ずる者 | | | | ずる者 | | |
| | その他の者 | 同 | 450 | | その他の者 | 同 | 500 |
| 団 体 (20人 以上) | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 | 同 | 200 | 団 体 (20人 以上) | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 | 同 | 240 |
| | その他の者 | 同 | 360 | | その他の者 | 同 | 400 |
| (2) 省略 | | | | (2) 省略 | | | |
| 注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。 | | | | 注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。 | | | |
| 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。 | | | | 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。 | | | |
| 3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。 | | | | 3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。 | | | |
| 4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。 | | | | 4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。 | | | |
| 5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。 | | | | 5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。 | | | |
| 2 特別観覧料 | | | | 2 特別観覧料 | | | |
| | 区分 | 単位 | 金額 | | 区分 | 単位 | 金額 |
| 熟覧 | | 1点1日につき | 1,260円 | 熟覧 | | 1点1日につき | 1,360円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|------|--------|-----------|-------|------|--------|-----------|-------|
| 模写 | | 同 | 2,510 | 模写 | | 同 | 2,710 |
| 模造 | | 同 | 2,510 | 模造 | | 同 | 2,710 |
| 撮影 | モノクローム | 1点1回につき | 2,510 | 撮影 | モノクローム | 1点1回につき | 2,710 |
| | カラー | 同 | 5,040 | | カラー | 同 | 5,440 |
| 原板使用 | モノクローム | 原板1枚1回につき | 1,260 | 原板使用 | モノクローム | 原板1枚1回につき | 1,360 |
| | カラー | 同 | 2,510 | | カラー | 同 | 2,710 |

注 省略

3 使用料

| 区分 | 単位 | 金額 | 備考 |
|---------|-------|----------|------------------------|
| ギャラリー | 1日につき | 円 17,100 | 2分の1を使用する場合は8,600円とする。 |
| ミニギャラリー | 同 | 1,000 | |

注 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

- 1 観覧料 省略
- 2 年間観覧料 省略

3 特別観覧料

注 省略

3 使用料

| 区分 | 単位 | 金額 | 備考 |
|---------|-------|----------|------------------------|
| ギャラリー | 1日につき | 円 18,500 | 2分の1を使用する場合は9,300円とする。 |
| ミニギャラリー | 同 | 1,100 | |

注 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

- 1 観覧料 省略
- 2 年間観覧料 省略

3 特別観覧料

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | |
|------|---------|--------------------|
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 熟覧 | 1点1日につき | 円 1,260 |
| 模写 | 同 | 2,510 |
| 模造 | 同 | 2,510 |
| 撮影 | モノクローム | 1点1回につき 2,510 |
| | カラー | 同 5,040 |
| 原板使用 | モノクローム | 原板1枚1回につき 1,260 |
| | カラー | 同 2,510 |

| 新 | | |
|------|---------|--------------------|
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 熟覧 | 1点1日につき | 円 1,360 |
| 模写 | 同 | 2,710 |
| 模造 | 同 | 2,710 |
| 撮影 | モノクローム | 1点1回につき 2,710 |
| | カラー | 同 5,440 |
| 原板使用 | モノクローム | 原板1枚1回につき 1,360 |
| | カラー | 同 2,710 |

注 省略

注 省略

4 省略

4 省略

別表第29

別表第29

男女共同参画センター使用料

男女共同参画センター使用料

| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午後・夜間 | 全日 |
|-------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 名称 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 大ホール | 5,800 | 16,000 | 17,100 | 29,800 | 35,600 |
| 研修室A | 2,280 | 3,100 | 2,280 | — | — |
| 研修室B | 1,490 | 2,060 | 1,490 | — | — |
| 研修室C | 1,490 | 2,060 | 1,490 | — | — |
| 特別会議室 | 5,500 | 7,220 | 5,500 | — | — |
| 調理実習室 | 3,100 | 4,120 | 3,100 | — | — |
| 視聴覚室 | 5,260 | 6,870 | 5,260 | — | — |

| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午後・夜間 | 全日 |
|-------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 名称 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 大ホール | 6,300 | 17,300 | 18,500 | 32,200 | 38,500 |
| 研修室A | 2,460 | 3,350 | 2,460 | — | — |
| 研修室B | 1,610 | 2,220 | 1,610 | — | — |
| 研修室C | 1,610 | 2,220 | 1,610 | — | — |
| 特別会議室 | 5,940 | 7,800 | 5,940 | — | — |
| 調理実習室 | 3,350 | 4,450 | 3,350 | — | — |
| 視聴覚室 | 5,680 | 7,420 | 5,680 | — | — |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|----------------------------------|-------|--------|---|----------------------------------|-------|--------|
| トレーニングルーム | 2,740 | 3,550 | 2,740 | トレーニングルーム | 2,960 | 3,830 | 2,960 |
| 茶亭 | 2,740 | 3,550 | 2,740 | 茶亭 | 2,960 | 3,830 | 2,960 |
| 展示ギャラリー | 1日につき 4,200円 | | | 展示ギャラリー | 1日につき 4,540円 | | |
| テニスコート | 1面2時間につき 1,260円 | | | テニスコート | 1面2時間につき 1,360円 | | |
| 注 省略 | | | | 注 省略 | | | |
| 別表第30および別表第31 削除 | | | | 別表第30および別表第31 削除 | | | |
| 別表第32 | | | | 別表第32 | | | |
| 船舶法に基づく事務手数料 | | | | 船舶法に基づく事務手数料 | | | |
| 区分 | | 金額 | | 区分 | | 金額 | |
| (1) 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴う場合に限る。）の手数料 | | 円 | | (1) 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴う場合に限る。）の手数料 | | 円 | |
| ア | 総トン数3トン未満の小型漁船 | 1隻につき | 11,100 | ア | 総トン数3トン未満の小型漁船 | 1隻につき | 10,800 |
| イ | 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船 | | | イ | 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船 | | |
| | (ア) 全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合 | 同 | 15,600 | | (ア) 全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合 | 同 | 15,100 |
| | (イ) その他の場合 | 同 | 11,100 | | (イ) その他の場合 | 同 | 10,800 |
| ウ | 総トン数5トン以上の小型漁船 | | | ウ | 総トン数5トン以上の小型漁船 | | |
| | (ア) 全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合 | 同 | 36,600 | | (ア) 全部の容積の測度または上甲板下全部の容積の測度を行う場合 | 同 | 35,500 |
| | (イ) その他の場合 | 同 | 25,700 | | (イ) その他の場合 | 同 | 25,100 |
| 別表第33～別表第36 省略 | | | | 別表第33～別表第36 省略 | | | |
| 別表第37 | | | | 別表第37 | | | |
| 保健師助産師看護師法に基づく事務手数料 | | | | 保健師助産師看護師法に基づく事務手数料 | | | |
| 区分 | | 金額 | | 区分 | | 金額 | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---------------------|---|---------------------|
| (1) 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下この表において「政令」という。)附則第2項において準用する政令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状または看護婦免状もしくは看護人免状の書換え交付の手数料 | 1件につき 円 3,400 | (1) 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下この表において「政令」という。)附則第2項において準用する政令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状または看護婦免状もしくは看護人免状の書換え交付の手数料 | 1件につき 円 3,600 |
| (2) 政令附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状または看護婦免状もしくは看護人免状の再交付の手数料 | 同 4,200 | (2) 政令附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状または看護婦免状もしくは看護人免状の再交付の手数料 | 同 4,000 |
| (3) 政令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付の手数料 | 同 4,400 | (3) 政令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付の手数料 | 同 4,200 |

別表第38 省略

別表第39

家畜商法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|----------------|
| (1) 家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許の手数料 | 円 |
| ア 家畜の取引の業務(家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。)に従事する使用人その他の従業者(以下この表において「使用人等」という。)の数が5人以上である場合 | 1件につき 2,400 |
| イ 使用人等の数が1人以上4人以下である場合 | 同 2,000 |
| ウ その他の場合 | 同 1,700 |

別表第38 省略

別表第39

家畜商法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|----------------|
| (1) 家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許の手数料 | 円 |
| ア 家畜の取引の業務(家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。)に従事する使用人その他の従業者(以下この表において「使用人等」という。)の数が5人以上である場合 | 1件につき 2,500 |
| イ 使用人等の数が1人以上4人以下である場合 | 同 2,000 |
| ウ その他の場合 | 同 1,700 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---|-------|---|---|-------|
| (2) 家畜商法第4条の2第1項の規定に基づく家畜商になろうとする者に対する講習の受講料 | 同 | 3,300 | (2) 家畜商法第4条の2第1項の規定に基づく家畜商になろうとする者に対する講習の受講料 | 同 | 3,300 |
| (3) 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付の手数料 | 同 | 1,000 | (3) 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付の手数料 | 同 | 1,100 |
| (4) 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付の手数料 | 同 | 1,100 | (4) 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付の手数料 | 同 | 1,100 |

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|------------------|
| (1) 漁業法(昭和24年法律第267号。以下この表において「法」という。)第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 3,500 |
| (2) 法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 3,500 |
| (3) 法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料 | 同 2,400 |
| (4) 法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 1,100 |
| (5) 法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 1,100 |

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|------------------|
| (1) 漁業法(昭和24年法律第267号。以下この表において「法」という。)第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 3,300 |
| (2) 法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 3,300 |
| (3) 法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料 | 同 2,300 |
| (4) 法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 1,000 |
| (5) 法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 1,000 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|-------------|---|-------------|
| (6) 法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料 | 同 2,400 | (6) 法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料 | 同 2,300 |
| (7) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図を除く。)の謄本または抄本の交付の手数料 | 用紙1枚につき 470 | (7) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図を除く。)の謄本または抄本の交付の手数料 | 用紙1枚につき 450 |
| (8) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図に限る。)の謄本または抄本の交付の手数料 | 同 470 | (8) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図に限る。)の謄本または抄本の交付の手数料 | 同 450 |
| (9) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿またはその付属書類の閲覧の請求の許可の手数料 | 1件につき 260 | (9) 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿またはその付属書類の閲覧の請求の許可の手数料 | 1件につき 250 |

別表第41 省略

別表第42

漁船法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|-------------|
| (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査の手数料 | 円 |
| ア 無動力漁船 | 1隻につき 4,700 |
| イ 動力漁船 | |
| (ア) 総トン数が20トン未満のもの | 同 6,900 |
| (イ) 総トン数が20トン以上100トン未満のもの | 同 7,400 |
| (ウ) 総トン数が100トン以上のもの | 同 7,800 |
| (2) 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付の手数料 | 同 2,300 |

別表第41 省略

別表第42

漁船法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|-------------|
| (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査の手数料 | 円 |
| ア 無動力漁船 | 1隻につき 4,700 |
| イ 動力漁船 | |
| (ア) 総トン数が20トン未満のもの | 同 6,800 |
| (イ) 総トン数が20トン以上100トン未満のもの | 同 7,200 |
| (ウ) 総トン数が100トン以上のもの | 同 7,700 |
| (2) 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付の手数料 | 同 2,200 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | | |
|--|---------|-------|--|---------|-------|
| (3) 漁船法第13条の規定に基づく漁船および登録票の検認の手数料 | 同 | 3,500 | (3) 漁船法第13条の規定に基づく漁船および登録票の検認の手数料 | 同 | 3,400 |
| (4) 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査の手数料 | | | (4) 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査の手数料 | | |
| ア 無動力漁船 | 同 | 2,400 | ア 無動力漁船 | 同 | 2,300 |
| イ 動力漁船 | | | イ 動力漁船 | | |
| (ア) 総トン数が20トン未満のもの | 同 | 3,300 | (ア) 総トン数が20トン未満のもの | 同 | 3,200 |
| (イ) 総トン数が20トン以上100トン未満のもの | 同 | 3,600 | (イ) 総トン数が20トン以上100トン未満のもの | 同 | 3,500 |
| (ウ) 総トン数が100トン以上のもの | 同 | 3,800 | (ウ) 総トン数が100トン以上のもの | 同 | 3,700 |
| (5) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録謄本の交付の手数料 | 用紙1枚につき | 410 | (5) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録謄本の交付の手数料 | 用紙1枚につき | 400 |

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|--|
| (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料 | |
| ア イに掲げる場合以外の場合 | |
| (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、 <u>12,000円</u> ） |
| (イ) 床面積の合計が30平方メートルを | 26,000円（構造計算書 |

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|--|
| (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料 | |
| ア イに掲げる場合以外の場合 | |
| (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、 <u>13,000円</u> ） |
| (イ) 床面積の合計が30平方メートルを | 26,000円（構造計算書 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| <p> 超え100平方メートル以内のもの (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの (ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの (コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの イ 法第6条第5項または第18条第4項の規定に基づき建築物に関する構造計算適合性判定を求めなければならない場合 </p> | <p> の添付を要しないものにあつては、<u>18,000円</u>) 40,000円 (構造計算書の添付を要しないものにあつては、<u>27,000円</u>) 53,000円 (構造計算書の添付を要しないものにあつては、<u>35,000円</u>) <u>93,000円</u> 140,000円 240,000円 290,000円 <u>470,000円</u> <u>780,000円</u> アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に当該申請または通知に係る建築物に </p> | <p> 超え100平方メートル以内のもの (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの (ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの (コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの イ 法第6条第5項または第18条第4項の規定に基づき建築物に関する構造計算適合性判定を求めなければならない場合 </p> | <p> の添付を要しないものにあつては、<u>19,000円</u>) 40,000円 (構造計算書の添付を要しないものにあつては、<u>28,000円</u>) 53,000円 (構造計算書の添付を要しないものにあつては、<u>35,000円</u>) <u>92,000円</u> 140,000円 240,000円 290,000円 <u>460,000円</u> <u>760,000円</u> アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に当該申請または通知に係る建築物に </p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| | 関する構造計算適合性判定について(1)の2の項の規定により算定した金額を合算した金額および3,200円を加算した金額 | | 関する構造計算適合性判定について(1)の2の項の規定により算定した金額を合算した金額および3,200円を加算した金額 |
| (1)の2 省略 | | (1)の2 省略 | |
| (2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | | (2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | |
| ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 18,000円 | ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 18,000円 |
| イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 27,000円 | イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 34,000円 | ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 35,000円 |
| エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 46,000円 | エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 46,000円 |
| オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 67,000円 | オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 65,000円 |
| カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 86,000円 | カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 83,000円 |
| キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 150,000円 | キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 140,000円 |
| ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 190,000円 | ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 180,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|----------|---|----------|
| ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 300,000円 | ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 290,000円 |
| コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 570,000円 | コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 540,000円 |
| (3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | | (3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | |
| ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 17,000円 | ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 25,000円 | イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 24,000円 |
| ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 31,000円 | ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 30,000円 |
| エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 43,000円 | エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 42,000円 |
| オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 64,000円 | オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 61,000円 |
| カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 82,000円 | カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 78,000円 |
| キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 140,000円 | キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 140,000円 |
| ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 180,000円 | ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 170,000円 |
| ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 290,000円 | ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 280,000円 |
| コ 床面積の合計が50,000平方メートルを | 560,000円 | コ 床面積の合計が50,000平方メートルを | 540,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|----------|---|----------|
| 超えるもの | | 超えるもの | |
| (4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 | | (4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 | |
| ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 17,000円 | ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 24,000円 | イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 24,000円 |
| ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 33,000円 | ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 32,000円 |
| エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 42,000円 | エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 41,000円 |
| オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 63,000円 | オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 60,000円 |
| カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 80,000円 | カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 76,000円 |
| キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 130,000円 | キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 130,000円 |
| ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 170,000円 | ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 170,000円 |
| ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 280,000円 | ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 270,000円 |
| コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 510,000円 | コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 490,000円 |
| (5) 法第7条の6第1項第1号または第18条第22項（これらの規定を法第87条の2または第88条第1項もしくは第2項において | 120,000円 | (5) 法第7条の6第1項第1号または第18条第22項（これらの規定を法第87条の2または第88条第1項もしくは第2項において | 120,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|----------|--|----------|
| 準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査の手数料 | | 準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査の手数料 | |
| (6) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 35,000円 | (6) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 36,000円 |
| (7) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 35,000円 | (7) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 36,000円 |
| (8) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (8) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (9) 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (9) 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (10) 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (10) 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (11) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書または第13項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 | 180,000円 | (11) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書または第13項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 | 170,000円 |
| (12) 法第51条ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (12) 法第51条ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (13) 法第52条第10項、第11項または第14項 | 150,000円 | (13) 法第52条第10項、第11項または第14項 | 150,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|----------|---|----------|
| の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | | の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| (13)の2 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 35,000円 | (13)の2 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 36,000円 |
| (14) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料 | 35,000円 | (14) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料 | 36,000円 |
| (15) 法第53条の2第1項第3号または第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (15) 法第53条の2第1項第3号または第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (16) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (16) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (17) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (17) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (18) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (18) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (19) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (19) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (19)の2 法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料 ア 敷地の数が2である場合 | 78,000円 | (19)の2 法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料 ア 敷地の数が2である場合 | 80,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| イ 敷地の数が3以上である場合 | 78,000円に2を超える敷地の数に27,000円を乗じて得た額を加算した金額 | イ 敷地の数が3以上である場合 | 80,000円に2を超える敷地の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額 |
| (19)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査の手数料 | | (19)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査の手数料 | |
| ア 指定に係る敷地の数が2である場合 | 28,700円 | ア 指定に係る敷地の数が2である場合 | 30,000円 |
| イ 指定に係る敷地の数が3以上である場合 | 28,700円に2を超える指定に係る敷地の数に11,000円を乗じて得た額を加算した金額 | イ 指定に係る敷地の数が3以上である場合 | 30,000円に2を超える指定に係る敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額 |
| (19)の4～(22)の5 省略 | | (19)の4～(22)の5 省略 | |
| (22)の6 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (22)の6 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (23) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (23) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (24) 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (24) 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (24)の2 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数 | 28,000円 | (24)の2 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数 | 29,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|----------|---|----------|
| 料 | | 料 | |
| (25) 法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (25) 法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (25)の2 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (25)の2 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (26) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (26) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (27) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (27) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (28) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (28) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (29) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 | (29) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (30) 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 | (30) 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 | 150,000円 |
| (31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 120,000円 | (31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 120,000円 |
| (32) 法第86条第1項の規定に基づく1また | | (32) 法第86条第1項の規定に基づく1また | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|-----------------|---|-----------------|
| <p>は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物の数が1または2である場合 <u>78,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が3以上である場合 <u>78,000円</u>に2を超える建築物の数に<u>27,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | | <p>は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物の数が1または2である場合 <u>80,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が3以上である場合 <u>80,000円</u>に2を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | |
| <p>(33) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>78,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が2以上である場合 <u>78,000円</u>に1を超える建築物の数に<u>27,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | | <p>(33) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>80,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が2以上である場合 <u>80,000円</u>に1を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | |
| <p>(34) 法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物の数が1または2である場合 <u>210,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が3以上である場合 <u>210,000円</u>に2を超える建築物の数に<u>27,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | | <p>(34) 法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物の数が1または2である場合 <u>200,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が3以上である場合 <u>200,000円</u>に2を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | |
| <p>(35) 法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物（既存建築物を除く。以下この</p> | <u>210,000円</u> | <p>(35) 法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物（既存建築物を除く。以下この</p> | <u>200,000円</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| 項において同じ。)の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合 | 210,000円に1を超える建築物の数に27,000円を乗じて得た額を加算した金額 | 項において同じ。)の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合 | 200,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額 |
| (36) 法第86条の2第1項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の手数料 ア 建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合 | 78,000円 78,000円に1を超える建築物の数に27,000円を乗じて得た額を加算した金額 | (36) 法第86条の2第1項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の手数料 ア 建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合 | 80,000円 80,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額 |
| (37) 法第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 ア 建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合 | 210,000円 210,000円に1を超える建築物の数に27,000円を乗じて得た額を加算した金額 | (37) 法第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料 ア 建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合 | 200,000円 200,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額 |
| (38) 法第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許 | | (38) 法第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許 | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| <p>可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>210,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が2以上である場合 <u>210,000円</u>に1を超える建築物の数に<u>27,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | | <p>可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>200,000円</u></p> <p>イ 建築物の数が2以上である場合 <u>200,000円</u>に1を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | |
| <p>(39) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査の手数料 <u>6,700円</u>に現に存する建築物の数に<u>11,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | | <p>(39) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査の手数料 <u>7,000円</u>に現に存する建築物の数に<u>12,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p> | |
| <p>(40) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 <u>28,000円</u></p> | | <p>(40) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料 <u>29,000円</u></p> | |
| <p>(40)の2 法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料 <u>28,000円</u></p> | | <p>(40)の2 法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料 <u>29,000円</u></p> | |
| <p>(40)の3 法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 <u>28,000円</u></p> | | <p>(40)の3 法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 <u>29,000円</u></p> | |
| <p>(41) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる <u>1</u>の建築設備につき</p> | | <p>(41) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料</p> <p>ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる <u>1</u>の建築設備につき</p> | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| 場合を除く。) | 26,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、11,000円) | 場合を除く。) | 27,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、12,000円) |
| イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 | 1の建築設備につき 14,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、6,000円) | イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 | 1の建築設備につき 15,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、6,300円) |
| (42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | 1の建築設備につき 34,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、19,000円) | (42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | 1の建築設備につき 32,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、18,000円) |
| (43) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | 1の昇降機につき 32,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、19,000円) | (43) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | 1の昇降機につき 30,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、18,000円) |
| (44) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 | 1の建築設備につき 25,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、15,000円) | (44) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 | 1の建築設備につき 26,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、16,000円) |
| (45) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第88条 | | (45) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第88条 | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| 第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 | 1の工作物につき 24,000円 1の工作物につき 13,000円 | 第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 | 1の工作物につき 25,000円 1の工作物につき 14,000円 |
| (46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | 1の工作物につき 27,000円 | (46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 | 1の工作物につき 27,000円 |
| (47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 | 1の工作物につき 17,000円 | (47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 | 1の工作物につき 18,000円 |

注 省略

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|-------------------|
| (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この表において「法」という。）第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この | 円 1件につき 27,200 |

注 省略

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|-------------------|
| (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この表において「法」という。）第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この | 円 1件につき 27,400 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|----------|---|----------|
| 表において「政令」という。)第36条の7第1項第1号に規定する登録に限る。(4)の項において同じ。)の申請に対する審査の手数料 | | 表において「政令」という。)第36条の7第1項第1号に規定する登録に限る。(4)の項において同じ。)の申請に対する審査の手数料 | |
| (2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録(政令第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。(5)の項および(9)の項において同じ。)の申請に係る経由の手数料 | 同 20,600 | (2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録(政令第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。(5)の項および(9)の項において同じ。)の申請に係る経由の手数料 | 同 20,600 |
| (3) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 14,800 | (3) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 14,500 |
| (4) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 10,300 | (4) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 9,800 |
| (5) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に係る経由の手数料 | 同 6,800 | (5) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に係る経由の手数料 | 同 6,800 |
| (6) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 6,500 | (6) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 6,200 |
| (7) 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の手数料 | 同 11,000 | (7) 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の手数料 | 同 10,500 |
| (7)の2 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の書換え交付の手数料 | 同 2,400 | (7)の2 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の書換え交付の手数料 | 同 2,500 |
| (7)の3 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付の手 | 同 3,800 | (7)の3 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付の手 | 同 3,700 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---|-------|--|---|-------|
| 数料 | | | 数料 | | |
| (8) 法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料 | 同 | 5,200 | (8) 法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料 | 同 | 4,900 |
| (9) 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に係る経由の手数料 | 同 | 3,200 | (9) 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に係る経由の手数料 | 同 | 3,200 |
| (10) 政令第35条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料 | 同 | 2,400 | (10) 政令第35条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料 | 同 | 2,400 |
| (11) 政令第36条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料 | 同 | 3,800 | (11) 政令第36条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料 | 同 | 3,600 |

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

| 区分 | | 金額 |
|--------------------------------|-----------------------|--------------|
| (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下この | 牛 結核病検査（疑似患畜の再検査を除く。） | 1頭1回につき 270円 |
| | ブルセラ病検査（疑似患畜の再 | 1頭1回につき 270円 |

別表第45

家畜伝染病予防法に基づく事務手数料

| 区分 | | 金額 |
|--------------------------------|-----------------------|--------------|
| (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下この | 牛 結核病検査（疑似患畜の再検査を除く。） | 1頭1回につき 260円 |
| | ブルセラ病検査（疑似患畜の再 | 1頭1回につき 280円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|------|-------------------------------------|----------------|---|---------|-------------------------------------|----------------|
| 表において「法」という。)第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく家畜の検査の手数料 | | 検査を除く。) | | 表において「法」という。)第5条第1項または第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査(法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査)については、監視伝染病の発生を予察するためのものに限り、牛に係る伝達性海綿状脳症検査を除く。)の手数料 | | 検査を除く。) | |
| | | トリコモナス検査 | 1頭1回につき 250円 | | | トリコモナス検査 | 1頭1回につき 250円 |
| | | 肝てつ検査 | 1頭1回につき 240円 | | | 肝てつ検査 | 1頭1回につき 230円 |
| | | ヨーネ病検査 (疑似患畜の再検査を除く。) | 1頭1回につき 670円 | | | ヨーネ病検査 (疑似患畜の再検査を除く。) | 1頭1回につき 670円 |
| | | 牛海綿状脳症検査 | 1頭1回につき 4,500円 | | | 牛海綿状脳症検査 | 1頭1回につき 4,300円 |
| | 馬 | 伝染性貧血検査 | 1頭1回につき 1,300円 | 馬 | 伝染性貧血検査 | 1頭1回につき 1,300円 | |
| | 鶏 | ひな白痢検査 | 1羽1回につき 40円 | 鶏 | ひな白痢検査 | 1羽1回につき 40円 | |
| | みつばち | 腐蛆病検査 | 1ほう群1回につき 60円 | 蜜蜂 | 腐蛆病検査 | 1蜂群1回につき 60円 | |
| (2) 法第6条第1項または第31条第1項の規定に基づく | 牛 | 炭疽 ^キ 予防注射 | 1頭1回につき 290円 | (2) 法第6条第1項または第31条第1項の規定に基づく | 牛 | 炭疽 ^キ 予防注射 | 1頭1回につき 300円 |
| | | 気腫 ^キ 疽 ^キ 予防注射 | 1頭1回につき 450円 | | | 気腫 ^キ 疽 ^キ 予防注射 | 1頭1回につき 450円 |
| | | 流行性感冒予防注射(流行熱予 | 1頭1回につき 400円 | | | 流行性感冒予防注射(流行熱予 | 1頭1回につき 400円 |

家畜に対す

家畜に対す

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | |
|-------------------------|---|---|---------|--------|-------------------------|---|---------|--------|
| る投薬、注射 または薬浴 の手数料 | | 防液を使用する 場合に限る。) | | | る投薬、注射 または薬浴 の手数料 | 防液を使用する 場合に限る。) | | |
| | | 流行性感冒予防 注射（イバラキ 病予防液を使用 する場合に限 る。） | 1頭1回につき | 400円 | | 流行性感冒予防 注射（イバラキ 病予防液を使用 する場合に限 る。） | 1頭1回につき | 400円 |
| | | 伝染性鼻気管炎 予防注射 | 1頭1回につき | 570円 | | 伝染性鼻気管炎 予防注射 | 1頭1回につき | 540円 |
| | | アカバネ病予防 注射 | 1頭1回につき | 1,050円 | | アカバネ病予防 注射 | 1頭1回につき | 1,050円 |
| | 馬 | 流行性脳炎予防 注射 | 1頭1回につき | 520円 | 馬 | 流行性脳炎予防 注射 | 1頭1回につき | 510円 |
| | | 炭疽 ^キ 予防注射 | 1頭1回につき | 290円 | | 炭疽 ^キ 予防注射 | 1頭1回につき | 280円 |
| | 豚 | 豚コレラ予防注 射 | 1頭1回につき | 200円 | 豚 | 豚コレラ予防注 射 | 1頭1回につき | 190円 |
| | | 豚丹毒予防注射 | 1頭1回につき | 200円 | | 豚丹毒予防注射 | 1頭1回につき | 210円 |
| | | 流行性脳炎予防 注射 | 1頭1回につき | 510円 | | 流行性脳炎予防 注射 | 1頭1回につき | 480円 |
| | 鶏 | ニューカッスル 予防注射（不活 化ワクチンを使 用する場合に限 る。） | 1羽1回につき | 10円 | 鶏 | ニューカッスル 予防注射（不活 化ワクチンを使 用する場合に限 る。） | 1羽1回につき | 10円 |
| | | ニューカッスル 予防注射（生ワ | 1羽1回につき | 5円 | | ニューカッスル 予防注射（生ワ | 1羽1回につき | 5円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| | クチンを使用する場合に限る。) | | クチンを使用する場合に限る。) |
| (3) 法第8条(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(法第4条の2第3項の規定による検査および法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴または投薬を行つた旨の証明書の交付の手数料 | 1件につき 720円(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別記様式第10号の証明手帳に入して証明する場合は、320円) | (3) 法第8条(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(法第4条の2第3項の規定による検査および法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴または投薬を行つた旨の証明書の交付の手数料 | 1件につき 700円(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別記様式第10号の証明手帳に入して証明する場合は、310円) |

別表第46～別表第47 省略

別表第48

覚せ(、)い(、)剤取締法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|--------------|
| (1) 覚せ(、)い(、)剤取締法(昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査の手数料 | 1件につき 3,700円 |
| (2) 法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査の手数料 | 同 3,700 |
| (3) 法第4条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者または覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由の手数料 | 同 17,600 |
| (4) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい | 同 2,900 |

別表第46～別表第47 省略

別表第48

覚せ(、)い(、)剤取締法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|--------------|
| (1) 覚せ(、)い(、)剤取締法(昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査の手数料 | 1件につき 3,500円 |
| (2) 法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査の手数料 | 同 3,600 |
| (3) 法第4条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者または覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由の手数料 | 同 17,600 |
| (4) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい | 同 2,900 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|----------|--|----------|
| い剤原料輸出業者または覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由の手数料 | | い剤原料輸出業者または覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由の手数料 | |
| (5) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者または覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の手数料 | 同 2,900 | (5) 法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者または覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の手数料 | 同 3,000 |
| (6) 法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査の手数料 | 同 12,000 | (6) 法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査の手数料 | 同 11,400 |
| (7) 法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査の手数料 | 同 4,100 | (7) 法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査の手数料 | 同 3,900 |

別表第49

旅券法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---------------------------------------|-------|
| (1)～(4) 省略 | |
| (5) 法第10条第1項の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料 | 同 200 |
| (6) 法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る手数料 | 同 500 |

別表第50 省略

別表第51

麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|----|
| (1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 | 円 |

別表第49

旅券法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--------------------------------------|-------|
| (1)～(4) 省略 | |
| (削除) | |
| (5) 法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る手数料 | 同 500 |

別表第50 省略

別表第51

麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|----|
| (1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 | 円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | | |
|--|-------|--------|--|-------|--------|
| ア 麻薬卸売業者の免許の申請に係る審査 | 1件につき | 14,700 | ア 麻薬卸売業者の免許の申請に係る審査 | 1件につき | 14,400 |
| イ 麻薬小売業者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,900 | イ 麻薬小売業者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,700 |
| ウ 麻薬施用者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,900 | ウ 麻薬施用者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,700 |
| エ 麻薬管理者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,900 | エ 麻薬管理者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,700 |
| オ 麻薬研究者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,900 | オ 麻薬研究者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,700 |
| (2) 法第10条第1項(法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく免許証または登録証の再交付の手数料 | 同 | 2,800 | (2) 法第10条第1項(法第50条の4および第50条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく免許証または登録証の再交付の手数料 | 同 | 2,700 |
| (3) 法第50条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 | | | (3) 法第50条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料 | | |
| ア 向精神薬卸売業者の免許の申請に係る審査 | 同 | 14,600 | ア 向精神薬卸売業者の免許の申請に係る審査 | 同 | 14,800 |
| イ 向精神薬小売業者の免許の申請に係る審査 | 同 | 3,900 | イ 向精神薬小売業者の免許の申請に係る審査 | 同 | 4,000 |
| ウ 向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に係る審査 | 同 | 3,900 | ウ 向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に係る審査 | 同 | 4,000 |

別表第52

租税特別措置法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|----|
| (1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料 | 円 |

別表第52

租税特別措置法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|--|----|
| (1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イもしくは第68条の69第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料 | 円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------|----------------|--|-------|----------------|
| ア 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 | 1件につき | 120,000 | ア 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 | 1件につき | 120,000 |
| イ 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 | 同 | 180,000 | イ 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 | 同 | 180,000 |
| ウ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 | 同 | 240,000 | ウ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 | 同 | 240,000 |
| エ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 | 同 | <u>360,000</u> | エ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 | 同 | <u>350,000</u> |
| オ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 | 同 | <u>470,000</u> | オ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 | 同 | <u>460,000</u> |
| カ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 | 同 | 600,000 | カ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 | 同 | 600,000 |
| キ 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 | 同 | <u>800,000</u> | キ 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 | 同 | <u>790,000</u> |
| (2) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第63条第3項第6号または第31条の2第2項第15号ニもしくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料 | | | (2) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第63条第3項第6号もしくは第68条の69第3項第6号または第31条の2第2項第15号ニもしくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料 | | |
| ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 | 同 | <u>6,100</u> | ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 | 同 | <u>5,800</u> |
| イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 | 同 | <u>8,100</u> | イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 | 同 | <u>7,700</u> |
| ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 | 同 | <u>12,000</u> | ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 | 同 | <u>11,000</u> |
| エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合 | 同 | <u>32,000</u> | エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合 | 同 | <u>33,000</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---|---------------|---|---|---------------|
| 一トルを超え10,000平方メートル以下の場合 | | | 一トルを超え10,000平方メートル以下の場合 | | |
| オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 | 同 | <u>39,000</u> | オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 | 同 | <u>41,000</u> |
| カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 同 | <u>53,000</u> | カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 同 | <u>55,000</u> |
| (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料 | | | (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料 | | |
| ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 | 同 | <u>6,100</u> | ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 | 同 | <u>5,800</u> |
| イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 | 同 | <u>8,100</u> | イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 | 同 | <u>7,700</u> |
| ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 | 同 | <u>12,000</u> | ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 | 同 | <u>11,000</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | | |
|--|---|--------|--|---|--------|
| エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 | 同 | 32,000 | エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 | 同 | 33,000 |
| オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 | 同 | 39,000 | オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 | 同 | 41,000 |
| カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 同 | 53,000 | カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 同 | 55,000 |
| (4)～(5) 省略 | | | (4)～(5) 省略 | | |

別表第53

薬事法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|---------|
| (1) 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 |
| (2) 法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | 11,000円 |
| (3) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 店舗販売業の許可の申請に係る審査 | 29,000円 |
| イ 配置販売業の許可の申請に係る審査 | 29,000円 |
| ウ 卸売販売業の許可の申請に係る審査 | 29,000円 |
| エ 動物用医薬品販売業の許可に係る審査 | 28,600円 |
| (4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 11,000円 |

別表第53

薬事法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|---------|
| (1) 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 |
| (2) 法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | 10,500円 |
| (3) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 店舗販売業の許可の申請に係る審査 | 28,000円 |
| イ 配置販売業の許可の申請に係る審査 | 28,000円 |
| ウ 卸売販売業の許可の申請に係る審査 | 28,000円 |
| エ 動物用医薬品販売業の許可に係る審査 | 28,600円 |
| (4) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 店舗販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,500円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|----------------------------|--|----------------------------|
| 査 イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 11,000円 | 査 イ 配置販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,500円 |
| ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 11,000円 | ウ 卸売販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,500円 |
| エ 動物用医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,600円 | エ 動物用医薬品販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,500円 |
| オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 11,000円 | オ 薬種商販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,500円 |
| カ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 11,000円を超えない範囲内において規則で定める額 | カ 特例販売業の許可の更新の申請に係る審査 | 10,500円を超えない範囲内において規則で定める額 |
| (5)～(7) 省略 | | (5)～(7) 省略 | |
| (8) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付の手数料 | 3,100円 | (8) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者またはその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付の手数料 | 3,000円 |
| (8)の2 法第36条の4第1項の規定に基づく試験の手数料 | 13,000円 | (8)の2 法第36条の4第1項の規定に基づく試験の手数料 | 14,000円 |
| (8)の3 法第36条の4第2項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料 | 7,100円 | (8)の3 法第36条の4第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料 | 7,500円 |
| (8)の4 法第36条の4第2項の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料 | 2,100円 | (8)の4 法第36条の4第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (8)の5 法第36条の4第2項の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料 | 3,100円 | (8)の5 法第36条の4第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を | 3,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---------|--|---------|
| | | む。)の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料 | |
| (9) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または賃貸業の許可の申請に対する審査の手数料 | 29,000円 | (9) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または賃貸業の許可の申請に対する審査の手数料 | 28,000円 |
| (10) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または賃貸業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | 11,000円 | (10) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または賃貸業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | 10,500円 |
| (11) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。)第5条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品または医療機器(以下「医薬品等」という。)の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料 | 2,100円 | (11) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。)第5条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品または医療機器(以下「医薬品等」という。)の製造販売業の許可証の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (12) 政令第6条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付の手数料 | 3,100円 | (12) 政令第6条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付の手数料 | 3,000円 |
| (13) 政令第12条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業または医療機器の修理業の許可証の書換え交付の手数料 | 2,100円 | (13) 政令第12条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業または医療機器の修理業の許可証の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (14) 政令第13条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業または医療機器の修理業の許可証の再交付の手数料 | 3,100円 | (14) 政令第13条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業または医療機器の修理業の許可証の再交付の手数料 | 3,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|----------|--|----------|
| (15) 政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業または高度管理医療機器等の販売業もしくは賃貸業の許可証（法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。(16)の項において単に「許可証」という。）の書換え交付の手数料 | 2,100円 | (15) 政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業または高度管理医療機器等の販売業もしくは賃貸業の許可証（法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。(16)の項において単に「許可証」という。）の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (16) 政令第46条第1項の規定に基づく許可証の再交付の手数料 | 3,100円 | (16) 政令第46条第1項の規定に基づく許可証の再交付の手数料 | 3,000円 |
| (17) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料 | | (17) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 第一種医薬品製造販売業許可である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 149,800円 | ア 第一種医薬品製造販売業許可である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 150,000円 |
| イ 第二種医薬品製造販売業許可である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 131,600円 | イ 第二種医薬品製造販売業許可である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 131,800円 |
| ウ 薬局製造販売医薬品（政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合 | 6,300円 | ウ 薬局製造販売医薬品（政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合 | 6,200円 |
| エ 医薬部外品製造販売業許可である場合（オに掲げる場合を除く。） | 131,600円 | エ 医薬部外品製造販売業許可である場合（オに掲げる場合を除く。） | 130,700円 |
| オ 特別審査対象外医薬部外品（政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合 | 58,800円 | オ 特別審査対象外医薬部外品（政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売に係る許可である場合 | 58,600円 |
| カ 化粧品製造販売業許可である場合 | 58,800円 | カ 化粧品製造販売業許可である場合 | 58,600円 |
| キ 第一種医療機器製造販売業許可である場 | 149,800円 | キ 第一種医療機器製造販売業許可である場 | 150,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|-----------------|--|-----------------|
| 合 | | 合 | |
| ク 第二種医療機器製造販売業許可である場 | <u>131,600円</u> | ク 第二種医療機器製造販売業許可である場 | <u>130,700円</u> |
| 合 | | 合 | |
| ケ 第三種医療機器製造販売業許可である場 | <u>95,200円</u> | ケ 第三種医療機器製造販売業許可である場 | <u>94,900円</u> |
| 合 | | 合 | |
| (18) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | | (18) 政令第80条第1項第1号または第2項第1号の規定に基づく法第12条第1項に規定する製造販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 138,200円 | ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 138,200円 |
| イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。） | <u>115,500円</u> | イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新である場合（ウに掲げる場合を除く。） | <u>114,800円</u> |
| ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新である場合 | 4,000円 | ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新である場合 | 4,000円 |
| エ 医薬部外品製造販売業許可の更新である場合（オに掲げる場合を除く。） | <u>115,500円</u> | エ 医薬部外品製造販売業許可の更新である場合（オに掲げる場合を除く。） | <u>115,400円</u> |
| オ 特別審査対象外医薬部外品の製造販売に係る許可の更新である場合 | <u>47,200円</u> | オ 特別審査対象外医薬部外品の製造販売に係る許可の更新である場合 | <u>47,000円</u> |
| カ 化粧品製造販売業許可の更新である場合 | <u>47,200円</u> | カ 化粧品製造販売業許可の更新である場合 | <u>47,000円</u> |
| キ 第一種医療機器製造販売業許可の更新である場合 | <u>138,200円</u> | キ 第一種医療機器製造販売業許可の更新である場合 | <u>138,000円</u> |
| ク 第二種医療機器製造販売業許可の更新である場合 | <u>115,500円</u> | ク 第二種医療機器製造販売業許可の更新である場合 | <u>115,400円</u> |
| ケ 第三種医療機器製造販売業許可の更新である場合 | 70,000円 | ケ 第三種医療機器製造販売業許可の更新である場合 | 70,000円 |
| (19) 政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第2項に規定す | | (19) 政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第2項に規定す | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---------|---|---------|
| <p>る製造業の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 無菌医薬品（体外診断用医薬品以外の医薬品であつて薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この表において「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品であるものをいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（エに掲げる場合を除く。）</p> | 90,300円 | <p>る製造業の許可の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 無菌医薬品（体外診断用医薬品以外の医薬品であつて薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この表において「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品であるものをいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（エに掲げる場合を除く。）</p> | 89,800円 |
| <p>イ 一般医薬品（体外診断用医薬品以外の医薬品であつて規則第26条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外のものをいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）</p> | 85,400円 | <p>イ 一般医薬品（体外診断用医薬品以外の医薬品であつて規則第26条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外のものをいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。）</p> | 85,600円 |
| <p>ウ 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可である場合</p> | 11,000円 | <p>ウ 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可である場合</p> | 11,100円 |
| <p>エ 無菌医薬品または一般医薬品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医薬品包装等製造業」という。）に係る許可である場合</p> | 47,600円 | <p>エ 無菌医薬品または一般医薬品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医薬品包装等製造業」という。）に係る許可である場合</p> | 47,600円 |
| <p>オ 一般体外診断用医薬品（体外診断用医薬品であつて規則第26条第2項第1号に規定する医薬品以外のものをいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（カに掲げる場合を除く。）</p> | 85,400円 | <p>オ 一般体外診断用医薬品（体外診断用医薬品であつて規則第26条第2項第1号に規定する医薬品以外のものをいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（カに掲げる場合を除く。）</p> | 85,200円 |
| <p>カ 一般体外診断用医薬品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「一般体外診断用医薬品</p> | 47,600円 | <p>カ 一般体外診断用医薬品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「一般体外診断用医薬品</p> | 47,600円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---------|--|---------|
| 包装等製造業」という。)に係る許可である場合 | | 包装等製造業」という。)に係る許可である場合 | |
| キ 無菌医薬部外品(規則第26条第3項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(ケに掲げる場合を除く。) | 85,400円 | キ 無菌医薬部外品(規則第26条第3項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(ケに掲げる場合を除く。) | 85,200円 |
| ク 一般医薬部外品(無菌医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(ケに掲げる場合を除く。) | 39,900円 | ク 一般医薬部外品(無菌医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(ケに掲げる場合を除く。) | 39,900円 |
| ケ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業(以下この表において「医薬部外品包装等製造業」という。)に係る許可である場合 | 33,600円 | ケ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業(以下この表において「医薬部外品包装等製造業」という。)に係る許可である場合 | 33,500円 |
| コ 化粧品の製造業に係る許可である場合(サに掲げる場合を除く。) | 39,900円 | コ 化粧品の製造業に係る許可である場合(サに掲げる場合を除く。) | 39,900円 |
| サ 化粧品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業(以下この表において「化粧品包装等製造業」という。)に係る許可である場合 | 33,600円 | サ 化粧品の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業(以下この表において「化粧品包装等製造業」という。)に係る許可である場合 | 33,500円 |
| シ 滅菌医療機器(規則第26条第5項第2号に規定する滅菌医療機器をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(セに掲げる場合を除く。) | 90,300円 | シ 滅菌医療機器(規則第26条第5項第2号に規定する滅菌医療機器をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(セに掲げる場合を除く。) | 89,800円 |
| ス 一般医療機器(規則第26条第5項第1号または第2号に掲げる医療機器以外の医療機器をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(セに掲げ | 85,400円 | ス 一般医療機器(規則第26条第5項第1号または第2号に掲げる医療機器以外の医療機器をいう。以下この表において同じ。)の製造業に係る許可である場合(セに掲げ | 85,200円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|----------------|--|----------------|
| る場合を除く。) セ 滅菌医療機器または一般医療機器の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医療機器包装等製造業」という。）に係る許可である場合 | 47,600円 | る場合を除く。) セ 滅菌医療機器または一般医療機器の製造工程のうち包装、表示または保管のみを行う製造業（以下この表において「医療機器包装等製造業」という。）に係る許可である場合 | 47,600円 |
| (20) 政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第2項に規定する製造業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | | (20) 政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第2項に規定する製造業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 無菌医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（エに掲げる場合を除く。） | <u>50,700円</u> | ア 無菌医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（エに掲げる場合を除く。） | <u>50,800円</u> |
| イ 一般医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。） | <u>48,100円</u> | イ 一般医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。） | <u>48,300円</u> |
| ウ 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可の更新である場合 | <u>5,600円</u> | ウ 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可の更新である場合 | <u>5,400円</u> |
| エ 医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 24,100円 | エ 医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 24,100円 |
| オ 一般体外診断用医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（カに掲げる場合を除く。） | <u>48,100円</u> | オ 一般体外診断用医薬品の製造業に係る許可の更新である場合（カに掲げる場合を除く。） | <u>47,900円</u> |
| カ 一般体外診断用医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | <u>24,100円</u> | カ 一般体外診断用医薬品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | <u>23,900円</u> |
| キ 無菌医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（ケに掲げる場合を除く。） | <u>48,100円</u> | キ 無菌医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（ケに掲げる場合を除く。） | <u>47,900円</u> |
| ク 一般医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（ケに掲げる場合を除く。） | 25,200円 | ク 一般医薬部外品の製造業に係る許可の更新である場合（ケに掲げる場合を除く。） | 25,200円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---------|---|---------|
| ケ 医薬部外品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 24,100円 | ケ 医薬部外品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 23,900円 |
| コ 化粧品の製造業に係る許可の更新である場合（サに掲げる場合を除く。） | 25,200円 | コ 化粧品の製造業に係る許可の更新である場合（サに掲げる場合を除く。） | 25,200円 |
| サ 化粧品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 24,100円 | サ 化粧品包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 23,900円 |
| シ 滅菌医療機器の製造業に係る許可の更新である場合（セに掲げる場合を除く。） | 50,700円 | シ 滅菌医療機器の製造業に係る許可の更新である場合（セに掲げる場合を除く。） | 50,300円 |
| ス 一般医療機器の製造業に係る許可の更新である場合（セに掲げる場合を除く。） | 48,100円 | ス 一般医療機器の製造業に係る許可の更新である場合（セに掲げる場合を除く。） | 47,900円 |
| セ 医療機器包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 24,100円 | セ 医療機器包装等製造業に係る許可の更新である場合 | 23,900円 |
| (21) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第7項において準用する同条第2項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料 | | (21) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第7項において準用する同条第2項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 81,200円 | ア 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 81,000円 |
| イ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 77,000円 | イ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬品の製造業である場合（ウに掲げる場合を除く。） | 77,000円 |
| ウ 変更後の区分または追加する区分が医薬品包装等製造業である場合 | 41,300円 | ウ 変更後の区分または追加する区分が医薬品包装等製造業である場合 | 41,300円 |
| エ 変更後の区分が一般体外診断用医薬品の製造業である場合（オに掲げる場合を除く。） | 77,000円 | エ 変更後の区分が一般体外診断用医薬品の製造業である場合（オに掲げる場合を除く。） | 77,000円 |
| オ 変更後の区分が一般体外診断用医薬品包 | 41,300円 | オ 変更後の区分が一般体外診断用医薬品包 | 41,100円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---------|--|---------|
| 装等製造業である場合 | | 装等製造業である場合 | |
| カ 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬部外品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。） | 77,000円 | カ 変更後の区分または追加する区分が無菌医薬部外品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。） | 77,000円 |
| キ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬部外品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。） | 35,700円 | キ 変更後の区分または追加する区分が一般医薬部外品の製造業である場合（クに掲げる場合を除く。） | 35,600円 |
| ク 変更後の区分または追加する区分が医薬部外品包装等製造業である場合 | 30,800円 | ク 変更後の区分または追加する区分が医薬部外品包装等製造業である場合 | 30,700円 |
| ケ 変更後の区分が化粧品の製造業である場合（コに掲げる場合を除く。） | 35,700円 | ケ 変更後の区分が化粧品の製造業である場合（コに掲げる場合を除く。） | 35,600円 |
| コ 変更後の区分が化粧品包装等製造業である場合 | 30,800円 | コ 変更後の区分が化粧品包装等製造業である場合 | 30,700円 |
| サ 変更後の区分または追加する区分が滅菌医療機器の製造業である場合（スに掲げる場合を除く。） | 81,200円 | サ 変更後の区分または追加する区分が滅菌医療機器の製造業である場合（スに掲げる場合を除く。） | 80,600円 |
| シ 変更後の区分または追加する区分が一般医療機器の製造業である場合（スに掲げる場合を除く。） | 77,000円 | シ 変更後の区分または追加する区分が一般医療機器の製造業である場合（スに掲げる場合を除く。） | 77,000円 |
| ス 変更後の区分または追加する区分が医療機器包装等製造業である場合 | 41,300円 | ス 変更後の区分または追加する区分が医療機器包装等製造業である場合 | 41,100円 |
| (22) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第1項に規定する製造販売の承認の申請に対する審査の手数料 | | (22) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第1項に規定する製造販売の承認の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。） | 69,400円 | ア 医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。） | 69,500円 |
| イ 薬局製造販売医薬品に係る承認である場 | 90円 | イ 薬局製造販売医薬品に係る承認である場 | 90円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---------|--|---------|
| 合 ウ 医薬部外品に係る承認である場合 | 34,100円 | 合 ウ 医薬部外品に係る承認である場合 | 34,000円 |
| (23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第9項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 | | (23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第9項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。） | 30,100円 | ア 医薬品に係る承認である場合（イに掲げる場合を除く。） | 30,000円 |
| イ 薬局製造販売医薬品に係る承認である場合 | 90円 | イ 薬局製造販売医薬品に係る承認である場合 | 90円 |
| ウ 医薬部外品に係る承認である場合 | 20,400円 | ウ 医薬部外品に係る承認である場合 | 20,500円 |
| (24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料 | | (24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料 | |
| ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合 | | ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合 | |
| （ア） 無菌医薬品に係る調査であるとき（ウ）に掲げるときを除く。） | 48,800円 | （ア） 無菌医薬品に係る調査であるとき（ウ）に掲げるときを除く。） | 48,800円 |
| （イ） 一般医薬品に係る調査であるとき（ウ）に掲げるときを除く。） | 28,700円 | （イ） 一般医薬品に係る調査であるとき（ウ）に掲げるときを除く。） | 28,600円 |
| （ウ） 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 13,300円 | （ウ） 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 13,200円 |
| （エ） 無菌医薬部外品に係る調査であるとき（カ）に掲げるときを除く。） | 48,800円 | （エ） 無菌医薬部外品に係る調査であるとき（カ）に掲げるときを除く。） | 48,800円 |
| （オ） 一般医薬部外品に係る調査であると | 28,700円 | （オ） 一般医薬部外品に係る調査であると | 28,600円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|---|
| <p>き((カ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(カ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。</p> <p>(キ) 滅菌医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(ク) 一般医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(ケ) 医療機器包装等製造業を行う者の当該製造工程の滅菌医療機器または一般医療機器に係る調査であるとき。</p> <p>イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品、医薬部外品、滅菌医療機器もしくは一般医療機器の試験検査または滅菌医療機器もしくは一般医療機器の設計および開発に係る調査である場合</p> | <p><u>13,300円</u></p> <p><u>48,800円</u></p> <p><u>28,700円</u></p> <p><u>13,300円</u></p> <p><u>13,300円</u></p> | <p>き((カ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(カ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。</p> <p>(キ) 滅菌医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(ク) 一般医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(ケ) 医療機器包装等製造業を行う者の当該製造工程の滅菌医療機器または一般医療機器に係る調査であるとき。</p> <p>イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品、医薬部外品、滅菌医療機器もしくは一般医療機器の試験検査または滅菌医療機器もしくは一般医療機器の設計および開発に係る調査である場合</p> | <p><u>13,200円</u></p> <p><u>48,500円</u></p> <p><u>28,600円</u></p> <p><u>13,200円</u></p> <p><u>13,200円</u></p> |
| <p>(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料</p> <p>ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合</p> <p>(ア) 無菌医薬品に係る調査であるとき((ウ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき((ウ)に掲げるときを除く。)</p> | <p><u>104,300円</u>と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額</p> <p><u>72,800円</u>と1,000円に調査する品目数を</p> | <p>(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料</p> <p>ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合</p> <p>(ア) 無菌医薬品に係る調査であるとき((ウ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき((ウ)に掲げるときを除く。)</p> | <p><u>104,100円</u>と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額</p> <p><u>73,000円</u>と1,000円に調査する品目数を</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| (ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 乗じて得た金額との合計額 39,200円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | (ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 乗じて得た金額との合計額 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (エ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき((カ)に掲げるときを除く。) | 104,300円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | (エ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき((カ)に掲げるときを除く。) | 104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (オ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき((カ)に掲げるときを除く。) | 72,800円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | (オ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき((カ)に掲げるときを除く。) | 73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (カ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 | 39,200円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | (カ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (キ) 滅菌医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。) | 104,300円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | (キ) 滅菌医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。) | 104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (ク) 一般医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。) | 72,800円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | (ク) 一般医療機器に係る調査であるとき((ケ)に掲げるときを除く。) | 72,400円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (ケ) 医療機器包装等製造業を行う者の当該製造工程の滅菌医療機器または一般医 | 39,200円と300円に調査する品目数を乗 | (ケ) 医療機器包装等製造業を行う者の当該製造工程の滅菌医療機器または一般医 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 療機器に係る調査であるとき。 | じて得た金額との合計額 | 療機器に係る調査であるとき。 | じて得た金額との合計額 |
| イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品、医薬部外品、滅菌医療機器もしくは一般医療機器の試験検査または滅菌医療機器もしくは一般医療機器の設計および開発に係る調査である場合 | 39,200円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 | イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品、医薬部外品、滅菌医療機器もしくは一般医療機器の試験検査または滅菌医療機器もしくは一般医療機器の設計および開発に係る調査である場合 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
| (26) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第40条の2第2項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査の手数料 | 69,400円 | (26) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第40条の2第2項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査の手数料 | 68,700円 |
| (27)～(28) 省略 | | (27)～(28) 省略 | |

注 省略

別表第54

宅地造成等規制法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|---------|
| (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 切土または盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの | 11,000円 |
| イ 切土または盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 19,000円 |
| ウ 切土または盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| エ 切土または盛土をする土地の面積が | 43,000円 |

注 省略

別表第54

宅地造成等規制法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|---------|
| (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 切土または盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの | 10,000円 |
| イ 切土または盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 18,000円 |
| ウ 切土または盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 27,000円 |
| エ 切土または盛土をする土地の面積が | 41,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|---|
| 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | | 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | |
| オ 切土または盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 61,000円 | オ 切土または盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 58,000円 |
| カ 切土または盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | 95,000円 | カ 切土または盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | 90,000円 |
| キ 切土または盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの | 150,000円 | キ 切土または盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの | 140,000円 |
| ク 切土または盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの | 230,000円 | ク 切土または盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの | 220,000円 |
| ケ 切土または盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの | 300,000円 | ケ 切土または盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの | 290,000円 |
| コ 切土または盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの | 380,000円 | コ 切土または盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの | 360,000円 |
| (2) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | 変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が <u>380,000円</u> を超えるときは、 <u>380,000円</u>) ア 宅地造成に関する工事の設計の変 | (2) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | 変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が <u>360,000円</u> を超えるときは、 <u>360,000円</u>) ア 宅地造成に関する工事の設計の変 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土または盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土または盛土をする土地の面積、切土または盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土または盛土をする土地の面積）に応じて（1）の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の切土または盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土または盛土をする土地の面積に</p> | | <p>更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土または盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土または盛土をする土地の面積、切土または盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土または盛土をする土地の面積）に応じて（1）の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の切土または盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土または盛土をする土地の面積に</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | 応じて(1)の項に定める金額 ウ その他の変更については、9,300円 | | 応じて(1)の項に定める金額 ウ その他の変更については、9,200円 |
| 注 省略 別表第55 省略 別表第56 都市計画法に基づく事務手数料 | | 注 省略 別表第55 省略 別表第56 都市計画法に基づく事務手数料 | |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
| (1) 都市計画法(以下この表において「法」という。)第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 | | (1) 都市計画法(以下この表において「法」という。)第29条第1項または第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合 | | ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合 | |
| (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 | 7,900円 | (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 | 7,800円 |
| (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 | 20,000円 | (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 | 20,000円 |
| (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 | 40,000円 | (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 | 39,000円 |
| (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 | 80,000円 | (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 | 78,000円 |
| (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 | 120,000円 | (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 | 120,000円 |
| (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 | 160,000円 | (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 | 160,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|-----------------|--|-----------------|
| (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 | 200,000円 | (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 | 200,000円 |
| (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 | <u>280,000円</u> | (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 | <u>270,000円</u> |
| イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合 | | イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合 | |
| (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 | 12,000円 | (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 | 12,000円 |
| (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 | <u>28,000円</u> | (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 | <u>27,000円</u> |
| (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 | <u>60,000円</u> | (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 | <u>59,000円</u> |
| (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 | 110,000円 | (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 | 110,000円 |
| (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 | 180,000円 | (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 | 180,000円 |
| (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 | <u>250,000円</u> | (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 | <u>240,000円</u> |
| (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 | 310,000円 | (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 | 310,000円 |
| (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 | <u>440,000円</u> | (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 | <u>430,000円</u> |
| ウ その他の場合 | | ウ その他の場合 | |
| (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 | <u>80,000円</u> | (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 | <u>78,000円</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 | 120,000円 | (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 | 120,000円 |
| (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 | 180,000円 | (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 | 180,000円 |
| (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 | 240,000円 | (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 | 240,000円 |
| (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 | <u>360,000円</u> | (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 | <u>350,000円</u> |
| (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 | <u>470,000円</u> | (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 | <u>460,000円</u> |
| (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 | 600,000円 | (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 | 600,000円 |
| (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 | <u>800,000円</u> | (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 | <u>790,000円</u> |
| (2) 法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | 変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が <u>800,000円</u> を超えるときは、 <u>800,000円</u>) ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開 | (2) 法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | 変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額(当該合算した金額が <u>790,000円</u> を超えるときは、 <u>790,000円</u>) ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| | <p>発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更に ついては、新たに編入される開発区域の面積に応じて(1)の項に定める金額</p> <p>ウ その他の変更については、9,300円</p> | | <p>発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて(1)の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更に ついては、新たに編入される開発区域の面積に応じて(1)の項に定める金額</p> <p>ウ その他の変更については、9,200円</p> |
| (3) 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 42,000円 | (3) 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料 | 41,000円 |
| (4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 | 24,000円 | (4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 | 23,000円 |
| (5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 | | (5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 | 6,300円 | ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 | 6,000円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---------|--|---------|
| イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 | 17,000円 | イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 | 16,000円 |
| ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 | 35,000円 | ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 | 33,000円 |
| エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 | 63,000円 | エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 | 60,000円 |
| オ 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 | 87,000円 | オ 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 | 83,000円 |
| (6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 | | (6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものまたは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 | 1,600円 | ア 承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものまたは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 | 1,600円 |
| イ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務もしくは自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 | 2,500円 | イ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務もしくは自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 | 2,400円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|-----------------|---|-----------------|
| ウ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為がアおよびイに規定するもの以外のものである場合 | 16,000円 | ウ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為がアおよびイに規定するもの以外のものである場合 | 16,000円 |
| (7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の手数料 | 用紙1枚につき 430円 | (7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の手数料 | 用紙1枚につき 410円 |
| (8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料 | 1件につき 4,000円 | (8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料 | 1件につき 3,900円 |

注 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|----------|
| (1)～(3) 省略 | |
| (4) 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料 | |
| ア 実技試験 | |
| (ア) 特級に係るもの | 同 16,500 |
| (イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの | |
| a 機械検査 | 同 13,700 |
| b 婦人子供服製造 | 同 13,700 |
| c 和裁 | 同 12,100 |
| d テクニカルイラストレーション | 同 12,100 |
| e 建築図面製作 | 同 12,100 |
| f 機械・プラント製図 | 同 12,100 |
| g 電気製図 | 同 12,100 |
| h その他の職種 | 同 16,500 |

注 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|----------|
| (1)～(3) 省略 | |
| (4) 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料 | |
| ア 実技試験 | |
| (ア) 特級に係るもの | 同 16,500 |
| (イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの | |
| a 機械検査 | 同 13,700 |
| b 婦人子供服製造 | 同 13,700 |
| c 和裁 | 同 12,100 |
| d テクニカルイラストレーション | 同 12,100 |
| (削除) | |
| e 機械・プラント製図 | 同 12,100 |
| f 電気製図 | 同 12,100 |
| g その他の職種 | 同 16,500 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | | |
|--|---------------|--|---------------|---|-------|
| イ 学科試験 | 同 | 3,100 | イ 学科試験 | 同 | 3,100 |
| (5) 省略 | | | (5) 省略 | | |
| 注 省略 | | 注 省略 | | | |
| 別表第58～別表第61 省略 | | 別表第58～別表第61 省略 | | | |
| 別表第62 | | 別表第62 | | | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料 | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料 | | | |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 | | |
| (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の手数料 | 円 | (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の手数料 | 円 | | |
| ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 | 1件につき 131,000 | ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 | 1件につき 127,000 | | |
| イ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 | 同 110,000 | イ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 | 同 107,000 | | |
| (2) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | | (2) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料 | | | |
| ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 | 同 121,000 | ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 | 同 118,000 | | |
| イ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 | 同 100,000 | イ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 | 同 97,000 | | |
| (2)の2～(2)の3 省略 | | (2)の2～(2)の3 省略 | | | |
| (3) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般 | 同 94,000 | (3) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般 | 同 91,000 | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|----------|--|----------|
| 廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料 | | 廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料 | |
| (4) 法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 94,000 | (4) 法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 91,000 |
| (5)～(18)の3 省略 | | (5)～(18)の3 省略 | |
| (19) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料 | 同 94,000 | (19) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可の申請に対する審査の手数料 | 同 91,000 |
| (20) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 94,000 | (20) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査の手数料 | 同 91,000 |
| (21) 法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 40,000 | (21) 法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 39,000 |

別表第63

計量法に基づく事務手数料

- 1 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器（質量計に限る。）の定期検査の手数料

| 区分 | 金額 |
|--|-------------|
| 非自動はかり | 円 |
| (1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひょう量が1トン以下のものに限る。） ア ひょう量が100キログラム以下のもの | 1個につき 1,420 |

別表第63

計量法に基づく事務手数料

- 1 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器（質量計に限る。）の定期検査の手数料

| 区分 | 金額 |
|--|-------------|
| 非自動はかり | 円 |
| (1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの（ひょう量が1トン以下のものに限る。） ア ひょう量が100キログラム以下のもの | 1個につき 1,400 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|-----|-------------------------------------|----------|-----|-------------------------------------|----------|
| イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 1,810 | イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 1,700 |
| ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 2,210 | ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 2,100 |
| エ | ひょう量が500キログラムを超えるもの | 同 3,090 | エ | ひょう量が500キログラムを超えるもの | 同 3,000 |
| (2) | 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの | 同 250 | (2) | 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの | 同 250 |
| (3) | その他のもの | | (3) | その他のもの | |
| ア | ひょう量が100キログラム以下のもの | 同 500 | ア | ひょう量が100キログラム以下のもの | 同 500 |
| イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 900 | イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 900 |
| ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 1,510 | ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 1,500 |
| エ | ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの | 同 2,110 | エ | ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの | 同 2,000 |
| オ | ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの | 同 3,710 | オ | ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの | 同 3,600 |
| カ | ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの | 同 6,890 | カ | ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの | 同 6,600 |
| キ | ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの | 同 10,700 | キ | ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの | 同 10,300 |
| ク | ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの | 同 15,000 | ク | ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの | 同 14,400 |
| ケ | ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの | 同 19,100 | ケ | ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの | 同 18,400 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | | | |
|--|---------------------------------------|---|--------|--|---------------------------------------|---|--------|
| | ン以下のもの コ ひょう量が30トンを超え40ト ン以下のもの | 同 | 21,600 | | ン以下のもの コ ひょう量が30トンを超え40ト ン以下のもの | 同 | 20,800 |
| | サ ひょう量が40トンを超え50ト ン以下のもの | 同 | 29,800 | | サ ひょう量が40トンを超え50ト ン以下のもの | 同 | 28,700 |
| | シ ひょう量が50トンを超えるも の | 同 | 51,200 | | シ ひょう量が50トンを超えるも の | 同 | 49,500 |
| 分銅または定量おもりもしくはは定量増おもり (以下単に「おもり」という。) | | 同 | 10 | 分銅または定量おもりもしくはは定量増おもり (以下単に「おもり」という。) | | 同 | 10 |

注 省略

2 計量法第70条の規定に基づく特定計量器の検定の手数料

(1) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

| 区分 | | 金額 |
|-----|--------|--|
| 質量計 | 非自動はかり | (1) 検出部が電気式の ものまたは光電式の もの(ひょう量が1トン以 下のものに限る。) |
| | | ア ひょう量が30キログラム以下のもの |
| | | イ ひょう量が30キロ |
| | | 1個につき 1,100 |
| | | 同 1,290 |

注 省略

2 計量法第70条の規定に基づく特定計量器の検定の手数料

(1) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

| 区分 | | 金額 |
|-----|--------|--|
| 質量計 | 非自動はかり | (1) 検出部が電気式の ものまたは光電式の もの(ひょう量が1トン以 下のものに限る。) |
| | | ア ひょう量が30キログラム以下のもの |
| | | イ ひょう量が30キロ |
| | | 1個につき 1,050 |
| | | 同 1,300 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|---|-------------------------|---|---|--|-------------------------|---|
| | | グラムを超え100キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え100キロ グラム以下のもの | |
| | ウ | ひょう量が100キロ | 同 | | | ひょう量が100キロ | 同 |
| | | グラムを超え250キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え250キロ グラム以下のもの | |
| | エ | ひょう量が250キロ | 同 | | | ひょう量が250キロ | 同 |
| | | グラムを超え500キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え500キロ グラム以下のもの | |
| | オ | ひょう量が500キロ | 同 | | | ひょう量が500キロ | 同 |
| | | グラムを超えるもの | | | | グラムを超えるもの | |
| | | (2) 省略 | | | | (2) 省略 | |
| | | (3) その他のもの | | | | (3) その他のもの | |
| | ア | ひょう量が5キロ | 同 | | | ひょう量が5キロ | 同 |
| | | グラム以下のもの | | | | グラム以下のもの | |
| | イ | ひょう量が5キロ | 同 | | | ひょう量が5キロ | 同 |
| | | グラムを超え20キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え20キロ グラム以下のもの | |
| | ウ | ひょう量が20キロ | 同 | | | ひょう量が20キロ | 同 |
| | | グラムを超え50キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え50キロ グラム以下のもの | |
| | エ | ひょう量が50キロ | 同 | | | ひょう量が50キロ | 同 |
| | | グラムを超え100キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え100キロ グラム以下のもの | |
| | オ | ひょう量が100キロ | 同 | | | ひょう量が100キロ | 同 |
| | | グラムを超え250キロ グラム以下のもの | | | | グラムを超え250キロ グラム以下のもの | |
| | カ | ひょう量が250キロ | 同 | | | ひょう量が250キロ | 同 |
| | | グラムを超え500キロ | | | | グラムを超え500キロ | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|----|----------------|---|---------------|----|----------------|---|---------------|
| | グラム以下のもの | | | | グラム以下のもの | | |
| | キ ひょう量が500キロ | 同 | <u>1,530</u> | | キ ひょう量が500キロ | 同 | <u>1,460</u> |
| | グラムを超え1トン | | | | グラムを超え1トン | | |
| | 以下のもの | | | | 以下のもの | | |
| | ク ひょう量が1トン | 同 | <u>2,460</u> | | ク ひょう量が1トン | 同 | <u>2,360</u> |
| | を超え2トン以下の | | | | を超え2トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | ケ ひょう量が2トン | 同 | <u>6,190</u> | | ケ ひょう量が2トン | 同 | <u>5,940</u> |
| | を超え5トン以下の | | | | を超え5トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | コ ひょう量が5.トン | 同 | <u>7,760</u> | | コ ひょう量が5トン | 同 | <u>7,470</u> |
| | を超え10トン以下の | | | | を超え10トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | サ ひょう量が10トン | 同 | <u>11,400</u> | | サ ひょう量が10トン | 同 | <u>11,000</u> |
| | を超え20トン以下の | | | | を超え20トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | シ ひょう量が20トン | 同 | <u>14,200</u> | | シ ひょう量が20トン | 同 | <u>13,700</u> |
| | を超え30トン以下の | | | | を超え30トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | ス ひょう量が30トン | 同 | <u>18,900</u> | | ス ひょう量が30トン | 同 | <u>18,300</u> |
| | を超え40トン以下の | | | | を超え40トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | セ ひょう量が40トン | 同 | <u>21,300</u> | | セ ひょう量が40トン | 同 | <u>20,700</u> |
| | を超え50トン以下の | | | | を超え50トン以下の | | |
| | もの | | | | もの | | |
| | ソ ひょう量が50トン | 同 | <u>37,800</u> | | ソ ひょう量が50トン | 同 | <u>36,700</u> |
| | を超えるもの | | | | を超えるもの | | |
| 分銅 | (1) 表す質量が200グラ | 同 | 20 | 分銅 | (1) 表す質量が200グラ | 同 | 20 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | |
|-----|-----------------------------|----------------------------------|---|-------|--|----------------------------------|---|-------|
| | | ム以下のもの | | | | ム以下のもの | | |
| | | (2) 表す質量が200グラムを超えるもの | 同 | 220 | | (2) 表す質量が200グラムを超えるもの | 同 | 210 |
| おもり | | (1)～(2) 省略 | | | | (1)～(2) 省略 | | |
| | | (3) 質量が20キログラムを超えるもの | 同 | 290 | | (3) 質量が20キログラムを超えるもの | 同 | 280 |
| 温度計 | ガラス製温度計(ベックマン温度計および体温計を除く。) | (1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの | 同 | 50 | | (1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの | 同 | 60 |
| | | (2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの | 同 | 90 | | (2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの | 同 | 100 |
| | | (新規) | | | | 抵抗体温計 | 同 | 120 |
| 体積計 | 水道メーター | (1) 口径が25ミリメートル以下のもの | 同 | 80 | | (1) 口径が25ミリメートル以下のもの | 同 | 90 |
| | | (2) 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの | 同 | 170 | | (2) 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの | 同 | 180 |
| | | (3) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの | 同 | 1,200 | | (3) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの | 同 | 1,260 |
| | | (4) 口径が100ミリメートルを超えるもの | 同 | 1,700 | | (4) 口径が100ミリメートルを超えるもの | 同 | 1,790 |
| | 燃料油メーター | (1) 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの | 同 | 590 | | (1) 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの | 同 | 570 |
| | | (2) 表示機構の最大指 | 同 | 1,530 | | (2) 表示機構の最大指 | 同 | 1,550 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|-----|------------|---|---|-------|-----|-------------------------------|---|-------|-----|
| | | 示量が50リットル以下のもの((1)に掲げるものを除く。) | | | | 示量が50リットル以下のもの((1)に掲げるものを除く。) | | | |
| | | (3) その他のもの | 同 | 2,030 | | (3) その他のもの | 同 | 2,050 | |
| | 液化石油ガスメーター | | 同 | 6,370 | | 液化石油ガスメーター | 同 | 6,400 | |
| 圧力計 | アネロイド型圧力計 | (1) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの | 同 | 90 | 圧力計 | アネロイド型圧力計 | (1) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの | 同 | 100 |
| | | (2) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの | 同 | 450 | | | (2) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの | 同 | 470 |
| | | (3) 計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの | 同 | 930 | | | (3) 計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの | 同 | 880 |
| | アネロイド型血圧計 | | 同 | 150 | | アネロイド型血圧計 | | 同 | 140 |

注 省略

(2) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のないものの検定

| 区分 | | 金額 |
|-----|-----------------------------|---|
| 質量計 | 非自動はかり(機械式)のもので、ばね式指示はかりおよび | (1) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき 170 |
| | | (2) ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 同 200 |

注 省略

(2) 計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のないものの検定

| 区分 | | 金額 |
|-----|-----------------------------|---|
| 質量計 | 非自動はかり(機械式)のもので、ばね式指示はかりおよび | (1) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき 160 |
| | | (2) ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 同 190 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | | | |
|------------------|-----------------------------------|---|--------|------------------|-----------------------------------|---|--------|
| び検出部が電気式のものを除く。) | (3) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの | 同 | 270 | び検出部が電気式のものを除く。) | (3) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの | 同 | 260 |
| | (4) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの | 同 | 360 | | (4) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの | 同 | 340 |
| | (5) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 | 560 | | (5) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 | 530 |
| | (6) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 | 1,000 | | (6) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 | 960 |
| | (7) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの | 同 | 1,690 | | (7) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの | 同 | 1,610 |
| | (8) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの | 同 | 2,890 | | (8) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの | 同 | 2,770 |
| | (9) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの | 同 | 6,570 | | (9) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの | 同 | 6,310 |
| | (10) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの | 同 | 8,390 | | (10) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの | 同 | 8,070 |
| | (11) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの | 同 | 12,400 | | (11) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの | 同 | 11,900 |
| | (12) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの | 同 | 15,200 | | (12) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの | 同 | 14,700 |
| | (13) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの | 同 | 19,900 | | (13) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの | 同 | 19,300 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|-----|-----------------------------|--------------------------------|---|--------|-----|-----------------------------|--------------------------------|---|--------|
| | | (14) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの | 同 | 22,400 | | | (14) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの | 同 | 21,700 |
| | | (15) ひょう量が50トンを超えるもの | 同 | 38,900 | | | (15) ひょう量が50トンを超えるもの | 同 | 37,800 |
| | 分銅 | (1) 表す質量が200グラム以下のもの | 同 | 20 | | 分銅 | (1) 表す質量が200グラム以下のもの | 同 | 20 |
| | | (2) 表す質量が200グラムを超えるもの | 同 | 230 | | | (2) 表す質量が200グラムを超えるもの | 同 | 220 |
| | おもり | (1) 質量が5キログラム以下のもの | 同 | 20 | | おもり | (1) 質量が5キログラム以下のもの | 同 | 20 |
| | | (2) 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの | 同 | 100 | | | (2) 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの | 同 | 90 |
| | | (3) 質量が20キログラムを超えるもの | 同 | 300 | | | (3) 質量が20キログラムを超えるもの | 同 | 290 |
| 温度計 | ガラス製温度計(ベックマン温度計および体温計を除く。) | (1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの | 同 | 60 | 温度計 | ガラス製温度計(ベックマン温度計および体温計を除く。) | (1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの | 同 | 70 |
| | | (2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの | 同 | 110 | | | (2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの | 同 | 110 |
| 圧力計 | アネロイド型血圧計(電気式の血圧計を除く。) | | 同 | 150 | 圧力計 | アネロイド型血圧計(電気式の血圧計を除く。) | | 同 | 150 |

注 省略

注 省略

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|--------------------|--|--------------------|--|------------|--|-------------|
| (3) 計量法施行令(平成5年政令第329号)附則第9条第2項に規定する特定計量器の検定 | | | | (3) 計量法施行令(平成5年政令第329号)附則第9条第2項に規定する特定計量器の検定 | | | |
| | | 区分 | 金額 | | | 区分 | 金額 |
| 体積計 | 燃料油メーター | (1) 積算式ガソリン量器 | 円 | 体積計 | 燃料油メーター | (1) 積算式ガソリン量器 | 円 |
| | | ア 最大指示量が50リットル以下のもの | 1個につき 1,560 | | | ア 最大指示量が50リットル以下のもの | 1個につき 1,550 |
| | | イ 最大指示量が50リットルを超えるもの | 同 2,090 | | | イ 最大指示量が50リットルを超えるもの | 同 2,050 |
| | | (2) (1)に掲げるもの以外のもの | | | | (2) (1)に掲げるもの以外のもの | |
| | ア 口径が30ミリメートル以下のもの | 同 2,550 | ア 口径が30ミリメートル以下のもの | 同 2,420 | | | |
| | | イ 口径が30ミリメートルを超えるもの | 同 3,390 | | | イ 口径が30ミリメートルを超えるもの | 同 3,250 |
| | 液化石油ガスメーター | | 同 6,430 | | 液化石油ガスメーター | | 同 6,400 |
| 圧力計 | アネロイド型圧力計 | (1) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの | 同 90 | 圧力計 | アネロイド型圧力計 | (1) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの | 同 100 |
| | | (2) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下 | 同 470 | | | (2) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下 | 同 490 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|-------------------------------|---|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------------------|--------------------------------------|
| | | のもの | | | | のもの | |
| | | (3) 計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの | 同 1,000 | | | (3) 計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの | 同 950 |
| 注 省略 | | | | 注 省略 | | | |
| 3 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査の手数料 | | | | 3 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査の手数料 | | | |
| | 区分 | | 金額 | | 区分 | | 金額 |
| 長さ計 | タクシメーター装置検査用基準器 | | 13,500円 | 長さ計 | タクシメーター装置検査用基準器 | | 13,200円 |
| 質量計 | 基準台手動は(1) ひょう量が1キログラム以下のもの かり(ひょう量が5トン以下のもの)であつて、かつ、目量または感量がひょう量の20,000分の1以上のものに 限る。) | (1) ひょう量が1キログラム以下のもの | 3,250円 | 質量計 | 基準台手動は(1) ひょう量が1キログラム以下のもの かり(ひょう量が5トン以下のもの)であつて、かつ、目量または感量がひょう量の20,000分の1以上のものに 限る。) | (1) ひょう量が1キログラム以下のもの | 3,210円 |
| | | (2) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの | 5,050円 | | | (2) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの | 5,000円 |
| | | (3) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの | 7,500円 | | | (3) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの | 7,450円 |
| | | (4) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの | 10,200円 | | | (4) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの | 10,000円 |
| | | (5) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの | 13,500円 | | | (5) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの | 13,100円 |
| | | (6) ひょう量が500キログラムを超えるもの | 13,500円に500キログラムを超えるごとに6,700円を加算した金額 | | | (6) ひょう量が500キログラムを超えるもの | 13,100円に500キログラムを超えるごとに6,700円を加算した金額 |
| 一級基準分銅 | (1) 表す質量が200グラム | | 3,200円 | 一級基準分銅 | (1) 表す質量が200グラム | | 3,190円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|-----|---------|-----------------------------------|---------|-----|---------|-----------------------------------|---------|
| | | ム以下のもの | | | | ム以下のもの | |
| | | (2) 表す質量が200グラムを超えるもの | 7,950円 | | | (2) 表す質量が200グラムを超えるもの | 7,880円 |
| | 二級基準分銅 | (1) 表す質量が5キログラム以下のもの | 640円 | | 二級基準分銅 | (1) 表す質量が5キログラム以下のもの | 640円 |
| | | (2) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの | 780円 | | | (2) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの | 780円 |
| | | (3) 表す質量が50キログラムを超えるもの | 8,810円 | | | (3) 表す質量が50キログラムを超えるもの | 8,780円 |
| | 三級基準分銅 | (1) 表す質量が5キログラム以下のもの | 480円 | | 三級基準分銅 | (1) 表す質量が5キログラム以下のもの | 480円 |
| | | (2) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの | 650円 | | | (2) 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの | 650円 |
| | | (3) 表す質量が50キログラムを超えるもの | 7,100円 | | | (3) 表す質量が50キログラムを超えるもの | 7,090円 |
| 体積計 | 液体基準タンク | 燃料油メーター検査用のもの(全量が25リットル以下のものに限る。) | 13,600円 | 体積計 | 液体基準タンク | 燃料油メーター検査用のもの(全量が25リットル以下のものに限る。) | 13,600円 |

注 省略

4 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査の手数料

| 区分 | | 金額 |
|-----|--------|--|
| 質量計 | 非自動はかり | (1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの(ひょう量が1トン以下のものに限る。) 円 |

注 省略

4 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査の手数料

| 区分 | | 金額 |
|-----|--------|--|
| 質量計 | 非自動はかり | (1) 検出部が電気式のものまたは光電式のもの(ひょう量が1トン以下のものに限る。) 円 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|---|-----|-------------------------------|-------|--------------|--|-----|-------------------------------|-------|--------------|
| | ア | ひょう量が100キログラム以下のもの | 1個につき | <u>1,420</u> | | ア | ひょう量が100キログラム以下のもの | 1個につき | <u>1,400</u> |
| | イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 | <u>1,810</u> | | イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 | <u>1,700</u> |
| | ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 | <u>2,210</u> | | ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 | <u>2,100</u> |
| | エ | ひょう量が500キログラムを超えるもの | 同 | <u>3,090</u> | | エ | ひょう量が500キログラムを超えるもの | 同 | <u>3,000</u> |
| | (2) | 省略 | | | | (2) | 省略 | | |
| | (3) | その他のもの | | | | (3) | その他のもの | | |
| | ア | ひょう量が100キログラム以下のもの | 同 | 500 | | ア | ひょう量が100キログラム以下のもの | 同 | 500 |
| | イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 | 900 | | イ | ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの | 同 | 900 |
| | ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 | <u>1,510</u> | | ウ | ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの | 同 | <u>1,500</u> |
| | エ | ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの | 同 | <u>2,110</u> | | エ | ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの | 同 | <u>2,000</u> |
| | オ | ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの | 同 | <u>3,710</u> | | オ | ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの | 同 | <u>3,600</u> |
| | カ | ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの | 同 | <u>6,890</u> | | カ | ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの | 同 | <u>6,600</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|-----------|--------------------|----------------------------|---------|--------|--------------------|----------------------------|-------------------------|--------|--------|
| 環境計 量器 | | キ ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの | 同 | 10,700 | | | キ ひよう量が5トンを超え10トン以下のもの | 同 | 10,300 |
| | | ク ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの | 同 | 15,000 | | | ク ひよう量が10トンを超え20トン以下のもの | 同 | 14,400 |
| | | ケ ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの | 同 | 19,100 | | | ケ ひよう量が20トンを超え30トン以下のもの | 同 | 18,400 |
| | | コ ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの | 同 | 21,600 | | | コ ひよう量が30トンを超え40トン以下のもの | 同 | 20,800 |
| | | サ ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの | 同 | 29,800 | | | サ ひよう量が40トンを超え50トン以下のもの | 同 | 28,700 |
| | | シ ひよう量が50トンを超えるもの | 同 | 51,200 | | | シ ひよう量が50トンを超えるもの | 同 | 49,500 |
| | | おもり | | 同 | | | 10 | おもり | |
| | 騒音計 | (1) 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの | 同 | 22,300 | 騒音計 | (1) 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの | 同 | 22,200 | |
| | | (2) 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの | 同 | 36,400 | | (2) 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの | 同 | 35,800 | |
| | 振動レベル計 | | 同 | 31,900 | 振動レベル計 | | 同 | 31,700 | |
| 濃度計 | (1) ジルコニア式酸素濃度計 | 同 | 91,900 | 濃度計 | (1) ジルコニア式酸素濃度計 | 同 | 92,000 | | |
| | (2) 磁気式酸素濃度計 | 同 | 91,900 | | (2) 磁気式酸素濃度計 | 同 | 92,000 | | |
| | (3) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 | 同 | 121,200 | | (3) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 | 同 | 120,200 | | |
| | (4) 紫外線式二酸化硫黄濃度計 | 同 | 91,500 | | (4) 紫外線式二酸化硫黄濃度計 | 同 | 91,500 | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-----------------------|-----------|---|-----------------------|-----------|
| | (5) 紫外線式窒素酸化物濃度計 | 同 102,100 | | (5) 紫外線式窒素酸化物濃度計 | 同 101,900 |
| | (6) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 | 同 96,800 | | (6) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 | 同 96,700 |
| | (7) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 | 同 111,500 | | (7) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 | 同 110,700 |
| | (8) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 | 同 97,600 | | (8) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 | 同 97,600 |
| | (9) 化学発光式窒素酸化物濃度計 | 同 104,000 | | (9) 化学発光式窒素酸化物濃度計 | 同 104,000 |
| | (10) ガラス電極式水素イオン濃度指示計 | 同 24,700 | | (10) ガラス電極式水素イオン濃度指示計 | 同 25,000 |

注 省略

5 その他計量法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|--------------------|
| (1) 計量法第17条第1項の規定に基づく指定製造者の指定の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 156,900 |
| (2) 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査の手数料 | 同 700 |
| (3) 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定の検査の手数料 | 同 408,300 |
| (4) 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 53,800 |
| (5) 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正または再交付の申請に対する審査の手数料 | 同 1,750 |
| (6) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 | 同 730 |

注 省略

5 その他計量法に基づく事務手数料

| 区分 | 金額 |
|---|--------------------|
| (1) 計量法第17条第1項の規定に基づく指定製造者の指定の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 153,000 |
| (2) 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査の手数料 | 同 700 |
| (3) 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定の検査の手数料 | 同 402,900 |
| (4) 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 52,800 |
| (5) 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正または再交付の申請に対する審査の手数料 | 同 1,810 |
| (6) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 | 同 720 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|---|-------|--------|---|-------|--------|
| 事業登録簿の謄本の交付の手数料 | | | 事業登録簿の謄本の交付の手数料 | | |
| (7) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業登録簿の閲覧の手数料 | 同 | 350 | (7) 計量法第115条の規定に基づく計量証明 事業登録簿の閲覧の手数料 | 同 | 340 |
| (8) 計量法第127条第1項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定の手数料 | 同 | 2,500 | (8) 計量法第127条第1項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定の手数料 | 同 | 2,510 |
| (9) 計量法第127条第3項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定に係る検査の手数料 | 同 | 7,360 | (9) 計量法第127条第3項の規定に基づく適 正計量管理事業所の指定に係る検査の手数料 | 同 | 7,240 |
| (10) 主任計量者の認定試験の手数料 | 同 | 1,260 | (10) 主任計量者の認定試験の手数料 | 同 | 1,320 |
| 注 省略 | | | 注 省略 | | |
| 別表第63の2 | | | 別表第63の2 | | |
| 介護保険法に基づく事務手数料 | | | 介護保険法に基づく事務手数料 | | |
| 区分 | | 金額 | 区分 | | 金額 |
| (1)～(3) 省略 | | | (1)～(3) 省略 | | |
| (4) 法第69条の3の規定に基づく介護支援専 門員の登録の移転の申請に対する審査の手数 料 | 同 | 1,600 | (4) 法第69条の3の規定に基づく介護支援専 門員の登録の移転の申請に対する審査の手数 料 | 同 | 1,520 |
| (5) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護 支援専門員証の交付の手数料 | 同 | 1,600 | (5) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護 支援専門員証の交付の手数料 | 同 | 1,520 |
| (6) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護 支援専門員証の書換え交付の手数料 | 同 | 1,600 | (6) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護 支援専門員証の書換え交付の手数料 | 同 | 1,520 |
| (7) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護 支援専門員証の再交付の手数料 | 同 | 1,100 | (7) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護 支援専門員証の再交付の手数料 | 同 | 1,050 |
| (8)～(9) 省略 | | | (8)～(9) 省略 | | |
| (10) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人 保健施設の開設の許可の申請に対する審査の 手数料 | 1件につき | 60,000 | (10) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人 保健施設の開設の許可の申請に対する審査の 手数料 | 1件につき | 59,000 |
| (11) 省略 | | | (11) 省略 | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|----|---|------------------|--|---------|--|---|---|---------|------------|--|---|----|----|---|------------------|---|---------|--|---------|---|---------|------------|--|
| <p>別表第64 省略 別表第64の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料</td> <td>円 1件につき 5,600</td> </tr> <tr> <td>(2) 法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 3,600</td> </tr> <tr> <td>(3) 法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 6,000</td> </tr> <tr> <td>(4) 法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 4,000</td> </tr> <tr> <td>(5)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 5,600 | (2) 法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 3,600 | (3) 法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 6,000 | (4) 法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 4,000 | (5)～(9) 省略 | | <p>別表第64 省略 別表第64の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料</td> <td>円 1件につき 5,300</td> </tr> <tr> <td>(2) 法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 3,500</td> </tr> <tr> <td>(3) 法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 5,900</td> </tr> <tr> <td>(4) 法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 3,800</td> </tr> <tr> <td>(5)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 5,300 | (2) 法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 3,500 | (3) 法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 5,900 | (4) 法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 3,800 | (5)～(9) 省略 | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 5,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 3,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 6,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 4,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)～(9) 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査の手数料 | 円 1件につき 5,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 3,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査の手数料 | 同 5,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査の手数料 | 同 3,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)～(9) 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第65～別表第66 省略 別表第67 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 | | <p>別表第65～別表第66 省略 別表第67 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| <p>(ア) 建築しようとする住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)が一戸建て住宅のとき</p> | <p>45,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面(以下この表において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、<u>15,000円</u>)</p> | <p>(ア) 建築しようとする住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)が一戸建て住宅のとき</p> | <p>44,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面(以下この表において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、<u>16,000円</u>)</p> |
| <p>a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> | <p>67,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>23,000円</u>)</p> | <p>a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> | <p>66,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>24,000円</u>)</p> |
| <p>b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> | <p>89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>31,000円</u>)</p> | <p>b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> | <p>89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>33,000円</u>)</p> |
| <p>c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> | <p>89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>31,000円</u>)</p> | <p>c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> | <p>89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>33,000円</u>)</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| (イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき | aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額 | (イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき | aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額 |
| a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額 | | a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額 | |
| (a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの | <u>63,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>17,000円</u>) | (a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの | <u>60,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>16,000円</u>) |
| (b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | <u>99,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>26,000円</u>) | (b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | <u>96,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>26,000円</u>) |
| (c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | <u>208,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>53,000円</u>) | (c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | <u>201,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>52,000円</u>) |
| (d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以 | <u>363,000円</u> (評価書面の添付がな | (d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以 | <u>350,000円</u> (評価書面の添付がな |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---|---|---|
| 内のもの | されたものにあつては、 <u>80,000円</u> | 内のもの | されたものにあつては、 <u>79,000円</u> |
| (e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | <u>634,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>118,000円</u>) | (e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | <u>611,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>116,000円</u>) |
| (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | <u>1,168,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>214,000円</u>) | (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | <u>1,125,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>211,000円</u>) |
| (g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの | <u>1,692,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>298,000円</u>) | (g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの | <u>1,630,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>294,000円</u>) |
| (h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの | <u>2,083,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>367,000円</u>) | (h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの | <u>2,007,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>363,000円</u>) |
| b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額 | | b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額 | |
| (a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの | <u>41,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつ | (a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの | <u>40,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつ |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| (b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | ては、14,000円) <u>67,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u>) | (b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | ては、14,000円) <u>65,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u>) |
| (c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | <u>120,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円) | (c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | <u>116,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円) |
| (d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | <u>223,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>75,000円</u>) | (d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | <u>216,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>74,000円</u>) |
| (e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | <u>370,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>125,000円</u>) | (e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | <u>358,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>124,000円</u>) |
| (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | <u>687,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>229,000円</u>) | (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | <u>665,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>227,000円</u>) |
| (g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの | <u>956,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあ | (g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの | <u>926,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあ |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| (h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの | つては、 <u>314,000円</u> 1,159,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>374,000円</u> ） | (h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの | つては、 <u>311,000円</u> 1,122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>371,000円</u> ） |
| イ 省略 | | イ 省略 | |
| (2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 | (1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>15,000円</u> ） | (2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 | (1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、 <u>16,000円</u> ） |
| (3) 法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 | 1件につき <u>15,000円</u> | (3) 法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 | 1件につき <u>16,000円</u> |
| (4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 | 1件につき <u>15,000円</u> | (4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 | 1件につき <u>16,000円</u> |

注 省略
別表第68

注 省略
別表第68

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|---------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料 | | 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料 | |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
| (1) 省略 | | (1) 省略 | |
| (2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 | | (2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 | |
| ア 一の建築物の住戸（人の居住の用に供する共同住宅または長屋住宅の部分をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする場合 | | ア 一の建築物の住戸（人の居住の用に供する共同住宅または長屋住宅の部分をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする場合 | |
| (ア) 戸数が1のもの | 47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円） | (ア) 戸数が1のもの | 46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,200円） |
| (イ) 戸数が2以上5以下のもの | 80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） | (イ) 戸数が2以上5以下のもの | 78,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） |
| (ウ) 戸数が6以上10以下のもの | 106,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円） | (ウ) 戸数が6以上10以下のもの | 103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円） |
| (エ) 戸数が11以上25以下のもの | 144,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円） | (エ) 戸数が11以上25以下のもの | 140,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円） |
| (オ) 戸数が26以上50以下のもの | 200,000円（評価書面の添付がなされたもの | (オ) 戸数が26以上50以下のもの | 194,000円（評価書面の添付がなされたもの |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| | <p>のにあつては、<u>49,000円</u>)</p> <p>(カ) 戸数が51以上100以下のもの <u>280,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>83,000円</u>)</p> <p>(キ) 戸数が101以上200以下のもの <u>374,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>127,000円</u>)</p> <p>(ク) 戸数が201以上300以下のもの <u>486,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>160,000円</u>)</p> <p>(ケ) 戸数が301以上400以下のもの <u>568,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>170,000円</u>)</p> <p>(コ) 戸数が401以上のもの <u>610,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>194,000円</u>)</p> <p>イ 一の建築物について認定を受けようとする場合 (住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。)</p> <p>(ア) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき</p> | | <p>のにあつては、<u>48,000円</u>)</p> <p>(カ) 戸数が51以上100以下のもの <u>272,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>81,000円</u>)</p> <p>(キ) 戸数が101以上200以下のもの <u>363,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>123,000円</u>)</p> <p>(ク) 戸数が201以上300以下のもの <u>471,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>155,000円</u>)</p> <p>(ケ) 戸数が301以上400以下のもの <u>551,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>165,000円</u>)</p> <p>(コ) 戸数が401以上のもの <u>592,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>188,000円</u>)</p> <p>イ 一の建築物について認定を受けようとする場合 (住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。)</p> <p>(ア) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき</p> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|--|--|--|
| a 一戸建て住宅 | 47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円) | a 一戸建て住宅 | 46,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、9,200円) |
| b 共同住宅または長屋住宅 | アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、(a)から(e)までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額 | b 共同住宅または長屋住宅 | アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、(a)から(e)までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額 |
| (a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 117,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円) | (a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円) |
| (b) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 184,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000円) | (b) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 178,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、34,000円) |
| (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 278,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、86,000円) | (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 270,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円) |
| (d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 354,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円) | (d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 343,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円) |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|---|
| (e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 420,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>162,000円</u> ） | (e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 407,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>157,000円</u> ） |
| (イ) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき | | (イ) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき | |
| a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 261,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>26,000円</u> ） | a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 254,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>25,000円</u> ） |
| b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 396,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円</u> ） | b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 385,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>43,000円</u> ） |
| c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 549,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>95,000円</u> ） | c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 534,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>93,000円</u> ） |
| d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 666,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>140,000円</u> ） | d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 647,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>136,000円</u> ） |
| e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 779,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>173,000円</u> ） | e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 756,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>168,000円</u> ） |
| f 床面積の合計が25,000平方メートル | 885,000円（評価書面 | f 床面積の合計が25,000平方メートル | 859,000円（評価書面 |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| ルを超え50,000平方メートル以内のもの | の添付がなされたものにあつては、 211,000円) | ルを超え50,000平方メートル以内のもの | の添付がなされたものにあつては、 204,000円) |
| g 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 1,046,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 218,000円) | g 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 1,015,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 211,000円) |
| (ウ) 省略 | | (ウ) 省略 | |
| (3) 省略 | | (3) 省略 | |
| (4) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。) に対する審査の手数料 | (2)の項の規定により算定して得られる金額 (法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、5,000円) | (4) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。) に対する審査の手数料 | (2)の項の規定により算定して得られる金額 (法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円) |
| (5) 省略 | | (5) 省略 | |
| 注 省略 | | 注 省略 | |

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第1条～第5条 省略</p> | <p>第1条～第8条 省略</p> |
| <p>第6条 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> | <p>第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> |
| <p>第7条～第8条 省略 付則 省略</p> | <p>第7条～第8条 省略 付則 省略</p> |
| <p>別表</p> | <p>別表</p> |
| <p>1 旧滋賀会館使用料</p> | <p>削除</p> |
| <p>事務所 1平方メートル当たり月額2,080円を超えない範囲内において別に定める額</p> | |
| <p>2～4 省略</p> | <p>1～3 省略</p> |
| <p>5 その他の土地および建物の使用料年額</p> | <p>4 その他の土地および建物の使用料年額</p> |
| <p>(1) 土地については、その土地の価格に100分の3から100分の9.45までの率（当該土地につき、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条に規定する国有資産等所在市町村交付金（次号において「交付金」という。）を交付する場合にあつては、100分の4.4から100分の10.92までの率）を乗じて得た額</p> | <p>(1) 土地については、その土地の価格に100分の3から100分の9.72までの率（当該土地につき、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条に規定する国有資産等所在市町村交付金（次号において「交付金」という。）を交付する場合にあつては、100分の4.4から100分の11.23までの率）を乗じて得た額</p> |
| <p>(2) 建物については、次に掲げる額を合算した額</p> | <p>(2) 建物については、次に掲げる額を合算した額</p> |
| <p>ア その建物の価格に100分の5.25から100分の15.75までの率（当該建物につき、交付金を交付する場合にあつては、100分の6.72から100分の17.22までの率）を乗じて得た額を床面積によりあん分して得た額（当該建物の廊下、階段、便所等を共用する場合にあつては、その額に100分の115を乗じて得た額）</p> | <p>ア その建物の価格に100分の5.40から100分の16.20までの率（当該建物につき、交付金を交付する場合にあつては、100分の6.91から100分の17.71までの率）を乗じて得た額を床面積によりあん分して得た額（当該建物の廊下、階段、便所等を共用する場合にあつては、その額に100分の115を乗じて得た額）</p> |
| <p>イ 省略</p> | <p>イ 省略</p> |
| <p>(3) 省略</p> | <p>(3) 省略</p> |

6 工業技術総合センター使用料

(1) 技術開発室使用料

技術開発室 1平方メートル当たり 月額 1,750円

(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-----------|-----|------------------------------|
| 電気・磁気環境機器 | 1時間 | 円 |
| | | 最低 <u>300</u> |
| | | 最高 <u>6,310</u> |
| 計測機器 | 同 | 同 <u>210</u> <u>1,330</u> |
| 観測機器 | 同 | 同 <u>260</u> <u>910</u> |
| 記録機器 | 同 | 同 <u>280</u> <u>500</u> |
| 発生機器 | 同 | 同 <u>220</u> <u>670</u> |
| 変換機器 | 同 | 同 <u>220</u> <u>610</u> |
| 磁気特性測定機器 | 同 | 同 <u>260</u> <u>280</u> |
| 精密測定機器 | 同 | 同 <u>210</u> <u>4,560</u> |
| 機械試験機器 | 同 | 同 <u>450</u> <u>2,240</u> |
| 材料試験機器 | 同 | 同 <u>220</u> <u>1,460</u> |
| 微小観察機器 | 同 | 同 <u>270</u> <u>4,250</u> |

5 工業技術総合センター使用料

(1) 技術開発室使用料

技術開発室 1平方メートル当たり 月額 1,810円

(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-----------|-----|------------------------------|
| 電気・磁気環境機器 | 1時間 | 円 |
| | | 最低 <u>320</u> |
| | | 最高 <u>6,480</u> |
| 計測機器 | 同 | 同 <u>210</u> <u>1,380</u> |
| 観測機器 | 同 | 同 <u>450</u> <u>980</u> |
| 記録機器 | 同 | 同 <u>310</u> <u>530</u> |
| 発生機器 | 同 | 同 <u>210</u> <u>670</u> |
| 変換機器 | 同 | 同 <u>290</u> <u>610</u> |
| 磁気特性測定機器 | 同 | 同 <u>280</u> <u>300</u> |
| 精密測定機器 | 同 | 同 <u>210</u> <u>4,700</u> |
| 機械試験機器 | 同 | 同 <u>460</u> <u>2,370</u> |
| 材料試験機器 | 同 | 同 <u>230</u> <u>1,250</u> |
| 微小観察機器 | 同 | 同 <u>280</u> <u>4,500</u> |

| | | | |
|--------------|---|---|-------|
| 機械試料調整機器 | 同 | 同 | 270 |
| | | | 940 |
| 環境機器 | 同 | 同 | 140 |
| | | | 1,050 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同 | 70 |
| | | | 1,110 |
| 分析機器 | 同 | 同 | 260 |
| | | | 5,760 |
| 物性評価機器 | 同 | 同 | 220 |
| | | | 3,380 |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同 | 140 |
| | | | 5,500 |
| 食品加工機器 | 同 | 同 | 280 |
| | | | 340 |
| 工作機器 | 同 | 同 | 90 |
| | | | 5,120 |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同 | 240 |
| | | | 2,650 |

注1～3 省略

(3) 窯業設備使用料

| 区分 | 単位 | 金額 | |
|---------|-----|----|-----|
| 原料調整機器 | 1時間 | | 円 |
| | | 最低 | 30 |
| | | 最高 | 820 |
| 成形用機器 | 同 | 同 | 30 |
| | | | 610 |
| 試験・測定機器 | 同 | 同 | 150 |

| | | | |
|--------------|---|----|-------|
| 機械試料調整機器 | 同 | 同 | 270 |
| | | | 1,010 |
| 環境機器 | 同 | 同 | 150 |
| | | | 1,130 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同 | 80 |
| | | | 1,190 |
| 分析機器 | 同 | 同 | 280 |
| | | | 6,020 |
| 物性評価機器 | 同 | 同 | 230 |
| | | | 3,300 |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同 | 150 |
| | | | 5,700 |
| 食品加工機器 | 同 | 削除 | 300 |
| | | | 削除 |
| 工作機器 | 同 | 最低 | 100 |
| | | 最高 | 5,130 |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同 | 360 |
| | | | 2,830 |

注1～3 省略

(3) 窯業設備使用料

| 区分 | 単位 | 金額 | |
|---------|-----|----|-----|
| 原料調整機器 | 1時間 | | 円 |
| | | 最低 | 30 |
| | | 最高 | 850 |
| 成形用機器 | 同 | 同 | 40 |
| | | | 620 |
| 試験・測定機器 | 同 | 同 | 90 |

| | | | |
|--------|-----|----|-----------------------|
| | | | 2,910 |
| 工作機器 | 同 | 同 | 260 |
| | | | 680 |
| 窯業用焼成炉 | 電気窯 | 同 | 920 |
| | | 1回 | 最低 1,940 最高 56,000 |
| | ガス窯 | 同 | 1,160 |
| | | | 10,300 |

注1～4 省略

| | | | |
|--------|-----|----|-----------------------|
| | | | 3,080 |
| 工作機器 | 同 | 同 | 270 |
| | | | 680 |
| 窯業用焼成炉 | 電気窯 | 同 | 970 |
| | | 1回 | 最低 2,030 最高 59,000 |
| | ガス窯 | 同 | 1,180 |
| | | | 10,700 |

注1～4 省略

7 東北部工業技術センター設備使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|----------|-----|------------------|
| | | 円 |
| 観測機器 | 1時間 | 最低 270 最高 530 |
| 精密測定機器 | 同 | 同 300 1,240 |
| 機械試験機器 | 同 | 同 220 4,360 |
| 材料試験機器 | 同 | 同 300 1,370 |
| 微小観察機器 | 同 | 同 250 4,360 |
| 機械試料調整機器 | 同 | 同 270 670 |
| 環境機器 | 同 | 同 80 1,240 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同 110 |

6 東北部工業技術センター設備使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|----------|-----|------------------|
| | | 円 |
| 観測機器 | 1時間 | 最低 350 最高 540 |
| 精密測定機器 | 同 | 同 310 1,340 |
| 機械試験機器 | 同 | 同 240 4,530 |
| 材料試験機器 | 同 | 同 320 1,470 |
| 微小観察機器 | 同 | 同 270 4,640 |
| 機械試料調整機器 | 同 | 同 280 720 |
| 環境機器 | 同 | 同 80 1,550 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同 110 |

| | | | |
|--------------|---|---|--------------|
| | | | <u>930</u> |
| 分析機器 | 同 | 同 | <u>270</u> |
| | | | <u>4,200</u> |
| 物性評価機器 | 同 | 同 | <u>320</u> |
| | | | <u>3,380</u> |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同 | <u>50</u> |
| | | | <u>1,760</u> |
| 工作機器 | 同 | 同 | 160 |
| | | | <u>3,100</u> |
| 繊維試験機器 | 同 | 同 | <u>230</u> |
| | | | <u>760</u> |
| 繊維加工機器 | 同 | 同 | <u>40</u> |
| | | | <u>490</u> |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同 | <u>240</u> |
| | | | <u>3,450</u> |

注1～3 省略

8 薬事設備使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|------------|-----|-------|
| 製剤機械 | 1時間 | 500円 |
| 通常の試験機械類 | 1回 | 640 |
| 精密な試験機械類 | 同 | 1,020 |
| 最も精密な試験機械類 | 同 | 2,290 |
| 保存設備 | 1月 | 5,470 |

注 省略

| | | | |
|--------------|---|---|--------------|
| | | | <u>960</u> |
| 分析機器 | 同 | 同 | <u>290</u> |
| | | | <u>4,390</u> |
| 物性評価機器 | 同 | 同 | <u>330</u> |
| | | | <u>3,440</u> |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同 | <u>80</u> |
| | | | <u>1,900</u> |
| 工作機器 | 同 | 同 | 160 |
| | | | <u>3,340</u> |
| 繊維試験機器 | 同 | 同 | <u>250</u> |
| | | | <u>740</u> |
| 繊維加工機器 | 同 | 同 | <u>50</u> |
| | | | <u>530</u> |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同 | <u>260</u> |
| | | | <u>3,730</u> |

注1～3 省略

7 薬事設備使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|------------|-----|-------|
| 製剤機械 | 1時間 | 520円 |
| 通常の試験機械類 | 1回 | 650 |
| 精密な試験機械類 | 同 | 1,060 |
| 最も精密な試験機械類 | 同 | 2,380 |
| 保存設備 | 1月 | 5,600 |

注 省略